

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十七号

昭和六十三年十一月二日(水曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君 池田 行彦君

理事 片岡 清一君 岸田 文武君

理事 志賀 節君 鈴木 宗男君

理事 田原 隆君 谷 洋一君

理事 玉沢 一郎君 中川 昭一君

理事 中西 啓介君 中島 衛君

理事 西田 啓司君 中村正三郎君

理事 野田 毅君 額賀福志郎君

理事 浜田 幸一君 葉梨 信行君

理事 堀内 光雄君 原田 憲君

理事 村山 達雄君 山下 敏夫君

理事 山下 元利君 山口 茂君

理事 川崎 寛治君 坂上 富男君

理事 中村 正男君 野口 幸一君

理事 山下 八洲夫君 草野 威君

理事 小谷 輝二君 坂井 弘一君

理事 坂口 力君 竹内 勝彦君

理事 冬柴 鉄三君 宮地 正介君

理事 安倍 基雄君 川端 達夫君

理事 玉置 一弥君 野間 友一君

理事 東中 光雄君 正森 成二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田悠紀夫君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

厚生大臣 藤本 孝雄君

運輸大臣 石原慎太郎君

郵政大臣 中山 正暉君

労働大臣 中村 太郎君

自治大臣 梶山 静六君

国務大臣 (総務庁長官) 高鳥 修君

国務大臣 (国土庁長官) 内海 英男君

総務庁人事局長 勝又 博明君

総務庁行政管理局長 百崎 英君

国土庁長官官房 公文 宏君

国土庁土地局長 片桐 久雄君

国土庁大都市圏整備局長 北村廣太郎君

法務省民事局長 藤井 正雄君

法務省刑事局長 根來 泰周君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 吉川 共治君

大蔵省理財局次長 松田 篤之君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

国税庁次長 伊藤 博行君

厚生大臣官房総務課長 末次 彬君

厚生大臣官房審議官 伊藤 卓雄君

厚生大臣官房老人保健福祉部長 多田 宏君

厚生省年金局長 水田 努君

通商産業大臣官房商務流通審議官 高橋 達直君

委員の異動

十一月二日

辞任

田原 隆君

草野 威君

坂口 力君

安倍 基雄君

工藤 晃君

矢島 恒夫君

同日

辞任

額賀福志郎君

竹内 勝彦君

冬柴 鉄三君

川端 達夫君

東中 光雄君

野間 友一君

同日

補欠選任

額賀福志郎君

冬柴 鉄三君

竹内 勝彦君

川端 達夫君

東中 光雄君

野間 友一君

同日

補欠選任

田原 隆君

坂口 力君

草野 威君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

運輸大臣官房国

有鉄道改革推進

総括審議官 丹羽 晨君

郵政省電気通信

局長 塩谷 稔君

労働大臣官房長

清水 傳雄君

労働省労働基準

局長 野見山眞之君

労働省職業安定

局長 岡部 晃三君

労働省職業安定

局高給・障害者

対策部長 竹村 毅君

自治大臣官房審

議官 前川 尚美君

自治省行政局長

木村 仁君

自治省財政局長

津田 正君

自治省税務局長

湯浅 利夫君

十月三十一日

消費税の導入反対に関する請願(池田克也君紹介)(第二〇八四号)

同(上田哲君紹介)(第二〇八五号)

同外一件(加藤万吉君紹介)(第二〇八六号)

同(上坂昇君紹介)(第二〇八七号)

同(佐藤楓樹君紹介)(第二〇八八号)

同外一件(清水勇君紹介)(第二〇八九号)

同(竹内勝彦君紹介)(第二〇九〇号)

同(村上弘君紹介)(第二〇九二号)

同(渡部一郎君紹介)(第二〇九四号)

同(安藤巖君紹介)(第二一四四号)

同(石井郁子君紹介)(第二一四五号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二一四六号)

同(浦井洋君紹介)(第二一四七号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第二一四八号)

同(金子満広君紹介)(第二一四九号)

同(経塚幸夫君紹介)(第二一五〇号)

同(工藤晃君紹介)(第二一五一号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二一五二号)

同(沢利久君紹介)(第二一五三三号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二一五四号)

同(辻第一君紹介)(第二一五五号)

同(寺前巖君紹介)(第二一五六号)

同(中野雅弘君紹介)(第二一五七号)

同(中島武敏君紹介)(第二一五八号)

同(野間友一君紹介)(第二一五九号)

同(東中光雄君紹介)(第二一六〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第二一六一号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第二一六二号)

川端 達夫君 安倍 基雄君
野間 友一君 矢島 恒夫君
東中 光雄君 工藤 晃君

して、まだまだそういうことをきちんとしなくちゃならぬ。そういう意味では、まだまだ不十分だという気持ちがいっぱいあるわけでございます。何しろ強力な与党と政府が相手ですから、百点満点までいけるかわかりませんが、しかしぎりぎり了解できるところまできちんとしたいというところで、実は私も四党とも、こういうことの解決を消費税の議論をする前提条件に位置づけまして、そしてまたこの議論の結果の法案化も含めてその受け皿としての相談だという、実は書記長・幹事長レベルの相談から始まっているわけがあります。政府・与党の皆さんが非常に焦っておられるようでございまして、非常に私も残念でございまして、何かこの際詰めた結論は得たいということで、きょうも公明党、民社党の皆さんの御質問がございまして、四党政策責任者で、四人で仲よくやってきたような気持ちでも代弁する形で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

四、五、六にさせていただきますが、第一は不公平は正に問題、この辺でそろそろ詰めた御回答を得たいということにしたいものだなという気持ちでいるわけでありまして、二、三、四、五、六にさせていただきます。

今までの議論もございましたが、さきま政府からも答弁があり、協議の結論、自由民主党の見解という文書もいただいたいたしました。私どもが十項目の提案を夏出したときには、さきまのマスコミ機関も社説で取り上げまして、これは国民の気持ちを代表するものであつて当然のことだ、やはりこういうことをきちんと解決することが大事なことだと思つて、問題提起としては非常に結構だという評価をいただいたわけでありました。八回議論をいたしまして、九回目に渡辺美智雄さんから与党の責任のペーパーをいただきました。

その後の各新聞の社説を見ますと、「不公平は正を先送りするな」、これは朝日新聞の社説のタ

イトルですね。それから「不十分な税制改革回答」という新聞もございまして。「もっと厳しい株式課税を」という見出しの社説もございまして。

ある新聞の社説を見ますと、自由民主党が回答した。その内容を見ると、次のような言葉遣いである。技術的土地政策の一環としてさらに検討したい。医師税制のあり方について、四、五年を目途に結論を得たい。みなし法人課税について、二、三年中に結論を得たい。引当金などの企業税制について、二、三年内を目途にさらに検討する。公益法人、宗教法人課税について、適切に対応する。さらに見直したい。赤字法人問題で、引き続き検討する。こういう字を見ただけでも、非常に不十分さを感じるといふような評論がございまして。私も、やはり政府提案の法案の全面的な審議の前提に、こういうことではないかという地ならしをするということが当委員会の審議でも国民の皆様への大事な使命ではないかと思うわけでございまして。

気持ちにはその程度にいたしました。具体的なことを幾つかお伺いをいたします。

簡単な方から言います。株式譲渡益課税の中で合意をしたものがございまして、いわゆる創業者利得の課税の問題です。お互いにこれは今のような状態ではまずい、きちんと厳しく、やはり相当負担をいただくということにいたしました。よう「創業者利得課税や未公開株の公開後売却への課税の問題についての提案については、基本的に異存はない。具体的仕組みを詰めて、今国会中に処理したい。」私どもの相談の中では、この具体的な税率、扱い、例え全部申告分離にするとかあるいは税率をどの程度にするとかというようなこととにつきましては、政府・与党の中で詰めていただきたいて、若干時間をいただきたいというところでございまして、あえて強く言わなかったわけでありまして、もうちょっと日にちも過ぎまして、不公平は正その他の集中的な議論をする機会もどれだけありますかというふうな状態になってまいりましたので、その辺の結論ですね、山中

さんのところでも、それから大蔵省の方でも御相談は当然なさっていると思うのですが、この際お答えいただきたい。

○宮澤内閣大臣 株式のキャピタルゲイン課税につきましては、政府も原則非課税から原則課税という御提案を申し上げたわけですが、そのうち御提案を十分であるという御指摘の御指摘があり、与野党が御協議を続けられた結果、十月十七日にこの御協議の場において、「創業者利得課税や未公開株の公開後売却への課税の問題についての提案については、これは自民党がお答えしていることでございまして、基本的には異存はない。具体的仕組みを詰めて、今国会中に処理したい。」というふうに申し上げております。もとより、政府もこの自民党の御返事を尊重しなければならぬと考えております。

ところで、実はこの問題につきましては一つ二つ関連の事項がございまして、それは、これからあるいは御質疑とか存じますが、いわゆる大口短期の売却益といったようなこと、それからまたさらに、総合課税に将来移管するしないの問題に關しまして、具体的なそれを担保するための例えば納税者番号とかいうようなことの措置、そういうこととの関連もございまして、政府といたしましては与野党間の合意、それから本委員会における御審議等を注意深く拝聴いたしながら、それらをまとめまして政府側としての考えを決定してまいりたいと思つておるわけでございまして、この与野党間で合意のありましたことにつきましては、少なくともそのままだ、それから、これからなおまた御議論があるいは進むという点につきましては、それを待ち、それを含みまして政府としての考え方を申し上げていきたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 おかしいですね。きのう渡辺政調会長にお会いしました。私も四野党みんな四人そろって参りましたけれども、野田さんはいらっしゃいましたね。あれはもう決まりましたから、うちは決めてありますから、と申しますか

ら、ああそれじゃ明日一番早くからの質問ですか、あちよつと聞きましょうということなんで、恐らく創業者利得課税の方は二〇％ではなくて一五％とか、今の七・幾つじやしょうがないですから、どう考えるのか。また大口短期、大口うけとか言われているのの方は、みなしは認めないで全部申告分離にするとかいうようなことも報告されておりますから、大体そんな方向で詰まっていますのか。与野の政調会長が詰まっていますと云うのですから、きょうはお聞かせいただけるだろうと思つてあえて冒頭に伺ったのですが、どういふことですか。

○宮澤内閣大臣 先ほども申し上げましたとおり、与野党が合意せられなかったことは現実にそのようにやらせていただかなければならないのは当然と存じておりますので、政調会長がもう決まっていますよと言われたとすれば、そのことは少しも間違いないと思つておりますが、その他の部分がまだございまして、それも合わせましてというふうに考えております。

なお、この点はどういうふうに申し上げたらよろしいかと申しますか、政府は一つの御提案を申し上げておりますものでございまして、それに対しては与野党の話し合いを十分尊重してまいりますというふうに申し上げることが、正式にはそれで御了解を願えるのではないかと、この問題がいたすのでございまして、恐らくこれらの問題は今後政府案がそのままだでは適当でないという国会の御意思となつてあらわれていくものと存じておりますが、政府提案との関連をどのようになさるかは国会の御意思に多分に係る点でもございまして、その点もひとつお含みの上でと思つております。事実上与野党間でお決めたこととしましては、誠にそのようにしてまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 要するに、決まっているけれども言えないのですか、決まっていから言えないのですか、どっちなんですか。何か政調会長は決まっていると言っていましたから、ああそれはいい

い機会だし、お互いに合意したことは前向きに伺ってひとつ片づけていきましようというような雑談をのうしていただのですが、私は伺っている何かたぐらみがあって、合意をしたことはあるけれども、本来でしたら、あの与野党協議をやる時には、お互いにこれを受け皿として法案化処理その他でもやりましようという書記長・幹事長の申し合わせがあったはずですよ。私はそのつもりでいるのですよ。それでもお互いの相談事だからそう格式張っていつてもいいことで今日の段階を迎えているというようなことなんで、私はこの間の議論でもあれだと思ふのですよ、前にも申し上げましたように、放言居士とネーミングされる方も非常にまじめに、放言もせず八回も九回もやったのですよ。それなりによかつたと思いますよ。

ですから、そういう意味で、今のような話を伺っていると、何か与野党の方にたぐらみがあって、会期末だかゴールだか何だか知らぬけれども、何かのカードでまだ引つ張っておこうなんてたぐらみを持っているのかという疑いすら持たざるを得ない。お互いにフェアに、相談したことはきちんと片づけていきましようよ。いかがですか。

○宮澤内閣大臣 全くそういうつもりで申し上げておるのではありません。お決めたいただきましたことは、そのとおり政府としてさせていただきますつもりでございます。

○伊藤（茂）委員 何日ぐらいでわかりますか。

○宮澤内閣大臣 そのとおり政府として実行させていただきます。そのとおり政府として実行させていただきます。その時期、方法は委員会の御審議を拝見しながらということでございます。これはくれぐれも、政府として駆け引きというようにものを全く申し上げておるわけではございませんので、その点はひとつ御信用願いたい。

○伊藤（茂）委員 いずれにしても、早く解決するようにしましよう。——ああいう場内発言がございませうけれども、何遍か与野党協議をいろいろなテーマでやってまいりました。昨年の、前の政調

会長の当時も非常にまじめな議論をさせていたのだと私は思っておりますし、今もそう思っております。やはり議院政治ですから、相手の党の言うことを曲げるか曲げないか、受け入れるか受け入れないかということをやつたら、私は議会の本来の機能はないと思ひます。やはり与野党、野党お互いに真剣に議論をして、政策屋らしいまじめな議論をして、そしてお互いにやや政党的垣根は超えても国民の皆様に実りのある結論をどうつくるのかということが議会の立場であらうという気持ちで実は私は申し上げているわけでございまして、ぜひそういう気持ちでお答えをいただきたいと思ひます。

次に、総理から仲間の坂口政審会長や私にもお答えいただきましたこと、この間も坂口さんへの御答弁、私にいただきました答弁、議事録を繰り引つ張って読んでみまして、本当に竹下さんらしい言い方だと思つて、改めて実はシャッポを脱ぐ思いがいたしました。この間も見ましたら、総合課税、番号制、どう思ひますかということにつきまして、大切な総合課税であり、把握番号制も必要な前提条件と言われました。その言葉は、私への御答弁でも「必然的に議論されていく経過を将来にわたつたどつていくのじゃないかな」という感じを私は最近深くしております」という、議事録に出てくる御答弁でございまして、まことに竹下総理らしい表現で、これでいきますと、きょうもちよつと雲があるけれどもわりかしいお天気なんです、きょうはいいお天気ですとねと言つたら、今のような翻訳でいつたら、きょうのお天気は曇りないような感じもいたしますし、よく考えてみましたら晴れのような気持ちも深くしております。すみやかな話になつてしまふわけですね。ですから、このところは少しはつきりしていただいて、それでもうさまざまの大きな垣根の一つはクリアするということにしたらいいのじゃないかと思ひますが、ちよつとお考えいただきました。

その前に、主税局長に実務的なことで伺いたいのですが、この間、二、三回、番号制小委員会、何かレポートをいただいておりますが、ゆつくり説明を聞く時間がありませんで、レポートと新聞報道だけは読んでおりますけれども、けさの新聞にも前向きにさまざまな実務的な議論をされているという報道がなされております。そのとおりかどうか。そのとおりならば私は結構なことだなどというふうに思つてゐるわけでありませうけれども、けさの新聞でも、日経新聞ですか、「政府税調、納税者番号制で合意」「金融全般・不動産を対象に」また「一般事業所得」は反論も」とか、さまざまな問題点がたくさんありますから、そういう指摘も記事になつております。

この間見ましたら、関係連の会長が前向きにやるべきではないかという表現をされたようでありませう。また、ずっと前の雑誌を読みましたら、証券業協会の会長も、もう国際的にインサイダーの問題その他どうするのかということになればそれしかないということをやられてゐるというようなことも読んだことがございませうけれども、実際のところという前向きと申しませうか、方向に議論が進んでいるのか、詳しい中身は結構ですから、簡単な状況をちよつと述べさせていただきます。

○水野（勝）政府委員 キャピタルゲイン課税の総合課税という場合には、必ずその把握体制の整備ということが問題になるわけでございませう。そういった点の問題意識から出発いたしましたので、税制調査会に納税者番号制度につきましても小委員会が設けられ、七月まで検討が続けられてきたところでございますが、これが現在アメリカ、カナダを中心にならざる整備されておる。一方、ヨーロッパにおきましても、イタリアを初めとして各国で番号制といったものが具体化されておる。そうした実態をまずよく見きわめる必要があるというところで、九月には税制調査会が二つの班を編成いたしました。ヨーロッパとアメリカ地域、二班に分かれました調査を、御勉強をお願いしたところでございませう。帰国後これを整理いたしましたので、さらに現在まで二回ばかりこの小委員会が審議が進められております。

められております。今までは、どちらかと言えば比較的定性的な議論が中心だったわけでございませうけれども、そうした現実にはヨーロッパの状況を御視察願つた後の審議におきましては、一体どういふものを具体的なイメージとして考え、それにつきましてもどのような問題点があるかという、少し具体的な検討に入らうということ御審議を願つてきております。したがういふ形で、そも番号制といったものは一体どういふ形になるのか、そこあたりから詰めて、それによる問題点を具体的に詰めていこうという審議を今まで二回お願いいたしました。さらに何回かお願いして、そうしたものを一つくり上げたときに一体どのように社会から受け入れられるか、そこらの点を含めて早い機会にまとめていただきたい、こういう心組みで私も審議を目下注視いたしておるところでございます。

○伊藤（茂）委員 何か現実によつてゐることはわかりました。これはやはり主税局長、専門家の感じを聞いたのですが、八田さんという大阪大学の先生がいらっしゃいます、最近本も出されて興味深く拝見しておりますが、番号制の問題について三つのメリットというのを言われておりました、私はそうだろうなというふうに思つておるわけでありませう。

一つは、株や債券の譲渡益に対して課税できるようになる、そして不公平感をなくすようになる。これは当然ですね。一つ、それから二つ目には、名寄せが可能になつて、それによつて脱税を防止できる。また、相続税の課税逃れとかいろいろ問題がございませうが、脱税を防止できる。それから三つ目には、これによつて株のインサイダー取引が防止できるようになる。現下の情勢からいうと非常に大きなメリットがあるということだと思ひます。諸外国、例えばアメリカの新聞に、日本のインサイダー取引の状況その他は我々の理解しがたい状況であるなどという特集が何遍も載るようでは国際化時代の評価される日本

にはなれませんから、これも私はいのことだろう。三つのメリットというのを言っておりまして、そうだなというふうに思いますが、そうだと
思いますか。

○水野(勝)政府委員 私どもも八田先生の話も聞き、また、あの著書は勉強させていただいておるところでございます。まさにそのようないろいろなメリットがございますし、また、八田教授は長年アメリカでその実施状況も自分で肌で感じてきておられる方でございますから、私どもも非常に参考にはなると思っております。

しかし、私どももまさに昭和五十五年度の改正におきまして、このときは利子課税の問題でございましたけれども、少額貯蓄者非課税貯蓄カード、カードでもって少なくとも利子課税については総合課税、それから非課税貯蓄の適正化を図りたいということで御提案をし、これが一度は国会のお許しを得たわけでございますけれども、その点につきましては社会的に非常に問題が多いということから、昭和六十年度改正で撤回をさせていただいたという経緯がございます。

したがって、そうした点、それから今の八田教授のいろいろな御論旨、それは十分わかりますが、今までの、この十年間にわたりますことしたものの問題を全部総合いたしました、もう一回それでは税制調査会で改めて検討していただきたい、それには具体的な仕組みをまず取り上げ、こういうことになりまよというのを十分世の中に、今回はまた後戻りするということはできませんので、十分そこを詰めていただいて、具体的なイメージも世の中に示していただいて、メリット、デメリットも全部洗い出して御検討をいただきたい、こういうことで今税制調査会に御審議を願っている。八田先生の御論旨、それはそれで私も全くそのとおりだと思いますが、また、私どもには私どもの十年間の経緯というものがございまして、全体を総合したところで税制調査会がきつという結論を出してくると思っておりますので、それを見守っているというところでございます。

○伊藤(茂)委員 そこで、総理に改めて伺いたいのです。

今まで坂口さんに対する御答弁や私に対する御答弁をいただきましたが、いろいろと改めて議事録に線を引く張つてみました。竹下さんらしい言い回しだなというのを改めて感心する次第でございます。もう一つ、翻訳をするわけではありませぬけれども、こういうことでよろしいのでしょうか。

第一は、四年後をめどに総合課税をきちんと確立するように努力をします。これは、しゃくし定規で私は言っているわけではありませぬ。土地とかなんとか、当然分離の方がふさわしい、効率的な課税もございまして、そこはタックスミックスがあるわけでありまして、大きな筋として、みなしの勤めでも総合課税崩壊と言われるような状態をなくするように太い柱をきちんと立てましよう。

それから二つ目には、そのためには把握の問題が大事でございます。現実にはメリット、デメリット、論じられるプライバシーなどさまざまな問題があることは私もよく承知をいたしております。

しかし、四年後と申しまして、執行を四年後としたら準備の期間というのはそうはないわけでありまして、そういう意味ではやはりきちんと書いておかないと、四年後になつて初めて考えるということではこれはまた話にならぬわけなんです、そういうことは、根回しも見通しも手の打ち方も非常にお上手な総理のことですから、やはり今からきちんとそういう方法は考えていく。そういう意味で番号制、把握の体制、国民の中にはまだ感心もございませぬ。ですから、そういうことに對する意味では、私は連合が言っているクリーンカードとかいうような発想というのは社会学的に言っておもしろい発想だと思うのです。しかし、いずれにしろそういう把握は今から準備をしてきちんとやりますというところが二つ目の柱。

そして三つ目には、そのためにはさまざまな手順、内容、準備その他でございますから、今から綿密に、かつ周到な検討と準備を開始をします、精力的にやります、そういう三つぐらいいの柱に、よく解釈をすればなるのだからというふうに思われやうでございますけれども、総理のさまざまおっしゃられておられることを簡潔に二、三と、恐縮なうかが。

○竹下内閣総理大臣 今のお尋ねというのは、私の言語明瞭意味不明をむしろ伊藤さんの方で整理整頓して言ってもらった、こういうふうには私自身も思っています。

私がいつも申し上げますのは、今大蔵大臣からのお話があったわけですが、普通の場合、最終的に法案を処理するのは当委員会でございますが、従来とも専門家会議の皆さんの集まりとか、私もその中にありまして幹事長・書記長会談とか、いろいろなところで骨子が練られた、最終的には、いや、これは我々の主張が入れられたけれども、法案そのものに反対だから修正の一員に加わることはできない、だからこれは与党修正でやりなさいとか、これは経験を通じているわけでございます。国会でそういうことと言っているわけでございます。

出ませんが、そういうことから積み上げて結論が出るわけでございます。したがって、そういう段階に今あるときに、私どもはこれが今最善として法案を提出しておるわけでございますので、したがって、与党がお答えしたことに大筋間違いはないにしても、それを踏み越したお答えはなかなかできたいものであるというふうに、私自身もここへ行政の立場で立つたときにはその矛盾を率直に感じております。

今御整理なさいましたように、四年後めどということは、もちろんこれは政府提案にはないわけでございますが、昨年、私幹事長のときでございましたか、相談をして、五年後に総合課税への方向の見直しを相談してやつたわけですから、あれから見れば一年過ぎているから、四年というところを御指摘なさっているという意味はよくわかります、こう言っておりますが、伊藤さんのそれをめどに大体きちんとやることだという念押し、これはそのとおりであると答えして結構だと思います。

それから把握の問題については、これは今主税局長からも話しておりましたが、伊藤さんも私もその衝にあったわけですね。いわゆる少額貯蓄問題についてのカード制の中にずっと一緒に存在しておったわけですが、そういう経験があるから、幾分私に慎重さがあるかもしれません。しかし、私があえて必然的にそうなるでしようと言ったのは、私は、税調あたりも恐らく議論されていけば当然そういう方向へ帰結していくのじゃないかというのを予測しながらお答えしたことでございまして、把握の問題についての番号制問題等は必然的にそういうものであろうし、与党修正の形であれ共同修正の形であれ、そうしたものが盛り込まれたときには、それには三番目におっしゃった、精力的にきちんと対応しますよ、こういうことを整理していただきましたことをお礼を申し上げます。

○伊藤(茂)委員 大分はつきりしまして、結構だったと思います。

不公平に関連してもう一、二点申し上げたいのですが、七〇%、八〇%に及ぶ不公平感があるという状況、数字で言いますと特に異常な状況、私はいろいろな側面があるような気がするのです。確かに税制制度そのものの自体による不公平感というものがあると私は思います。特にサラリーマン、自営業者などいろいろな構造があるわけでありまして、制度が違ふあるいは是正がなされない、そして不公平だという世論が起るという側面があると思ひます。

同時に、もう一つの側面があるのだと思うのです。それはやはり、社会学的側面と言つて表現がおかしいのですが、タックスペイヤーの方から見ると、税の決定過程あるいは執行過程が不透明だといひますか、自分は参加してないといひのか不透明だといひのか、どこかで決められる、そういう不透明感があつて、そういうことがありまうから、お互いに正当な理解を深めることができな

い。例えばサラリーマンの場合でも、自分の手取りの額とさまざまな控除その他がございまして課税標準が決まる。そういう経過の構造とか、ほかの方がどうなっているのか、相互に理解をし合う、理解を深め合う、そして公平な税制として横断的な社会合意を形成するというメカニズムが働かない。私はそれを考えますと、率直に申しまして、やはり大きな責任は政府側にあったのではないかと思います。

もう十年ちょっと前に、大平さんのときに一般消費税がああいう経過をたどりまして、あのときも現在の政府税調会長でございました。非常に年配のまじめな方なんですけれども、ああいうことがあつて、普通ならば政治的不信任みたいなのものです。私は、できたら国民の信頼感がいつもそこにつながるように中立性を持ち、それから国民の皆様からもやはりあそこは真剣に考え悩んでいるんだという印象があるような仕掛け、中曽根さんのときに特別委員とか大分ふやされた経緯がございましてけれども、専門家の審議と同時に、ある意味ではドラスチックに大きな規模でみんなが言い合うような場、公聴会も一つの例で、その努力は言われるかもしれませんが、戦後一時、経済復興国民会議とかございましたね。東畑さんでしたか、忘れましたが、ああいう大きなことの中でお互いに国民の理解を深める、あるいは税に対する、自分の社会のための会費に対する責任と義務と理解が生まれる、そういうことが非常に大事なんじゃないかなという気がします。

今度の場合でも、そういう歴史的経過をよっている、どうしてもなかなか不公平感が消えないという面があるような気がします。いきなり政府税調どうかと具体論までは申しませんでしたが、税制改革の問題にせよこれからの問題にせよ、考えるべき大きなウェイトを持つことではないだろうか。極端に言ったら、不公平感の何割かはそういうもののウェイトを持っているんじゃないかという気もするわけでございすけれども、

何かそういうことについてお考えがございましたら一言お聞きをしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 不公平感については、水平的不公平とか垂直的不公平とか、そういう議論をいたしますが、かつての東畑さんの会合とは違ひますけれども、民間の税制の会議の中でいろいろな意見を開陳されたものを整理して私に提出があつて、それを読んでもみますと、一番公平なのは消費税だ。すなわち、いわゆる消費の大ききさによって負担が決まるわけだからこれぐらい透明なものはない、思い切つて消費税一本にすべきだ。もつとも、その方の職業を見ましたら物書きさんでございまして、事業所得の分野に入る人でございまして、物書きをする人でございまして、けれども、そういうのはある意味において非常に簡単明瞭だから、そういう意味の公平感ということをやつたのか、こう思ひました。

しかし、現実問題として、所得、資産、消費、そういうところへバランスのとれた税制で、総合税制がなおその前に基本として存在するという立場で我々は問答をしております限りにおいては、やはりその仕組み、構造等について一生懸命PRもいたしておりますけれども、率直なところ、国民全体が、国民の方に非礼な言い方になりますけれども、完全に理解が行き届いていないがゆえの不公平感というものは私は存在するだろうというふうな思いから、徴税の体制、これは源泉徴収の方が、いつも我々は参画しないで源泉徴収義務者の方でほんと引かれてしまうというふうなこともよく言われたりします。そういうことは、されば源泉徴収以外の申告の場合はどういふ問題かというふうな点をまた理解していただく、自分の属しない範疇の納税形態等にも理解をしていただけるようなPRというふうなことを徹底的にやっております。基本的にはタックスペイヤーの側に立って物を考えろ、おっしゃることは私も大賛成でございす。

○伊藤(茂)委員 総理の方から、御答弁の中でい

つも言われている消費と所得と資産のバランス論ですね。また、直接ではなくて引用の話でしたけれども、消費に対する課税の公平印象とかおっしゃいましたが、そこを言われますと私もちよつとかちんときますから、一言だけ申し上げておきたいのです。

抜本審議に入るわけではないので遠慮しながら申し上げたいのですが、枠がはまつておりますから申し上げていいことは、私はこう思うのです。今まで申し上げていることは、現行税制におけるさまざまな不公平ということとを私どもは申し立てるわけでありまして、それがまた前提であらうということを主張をいたしてまいつております。今まで議論いたしましたけれども、また時間があれば、現行における不公平の中に、十項目に入れますんでしたが、私どもの大きな主張として、例えばインデクセーションの問題、所得税の物価調整制度、アメリカでも八五年から実施をされてい

る。もう二十数年国になるんじゃないでしょうか、改めて今調べておりますけれども、そういう問題もございす。時間がございせんから、その議論はきょうは省略をいたしますけれども、しかし、今までは省略をいたしたくすのかというところが大きな前提条件。

同時に、総理が今おっしゃったことから演繹をして申しますと、私は、政府提案でいったら大変大きな新しい不公平が発生をするということをおぼろげを得ないわけでありす。

この間、労働組合、連合の方からも文書で提起がございましたが、先般の国税庁の民間給与調査ですが、あれによりまして、年収三百万円以下が四七%ちよつとございまして。政府の、大蔵省がなさつた政府案による家計調査、あれでも大体三百万のところ差引きちよつと赤字になるといふふうな数字になつております。それから所得税を払わない方、さまざまな階層全部含めまして一千万人程度いらっしゃるのじゃないだろうかと思ひます。それらを含めますと、そのほかいろいろあると思ひますけれども、要するに、週刊誌にも

何にも、大減税になります、喜んでくださいというふうなことをいっぱい書いて、さまざまな週刊誌にも大蔵省が国税庁からさまざまな広告が出ております。うそです、これは。要するに、統計できちんと見ましても、数字を見ましても、半分は負担増になるのです。私は、大変に大きな新しい不公平が従来の不公平が解決のつかない上に起きてくるというふうな構造を、これはどうしても言つておかなくちやならぬと思ひます。

この間ベックマンさんが、石先生の翻訳で何か本が出ましたね。読んでおりましたら、こういうことが出ておりました。アメリカの州税のことを言つておりましたけれども、連邦レベルでは消費税を否定したわけでありまして、四タイプのうちこれはとらなかつたということなんです。五十州のうち四十六州がさまざまな小売売上税を採用している。ベックマンさんの説では、低い税率のうちはそうでもないのだけれども、だんだん高い税率、ヨーロッパでやつて高い税率になりますと、所得分布の下から三分の一に属する世帯に深刻な負担が負われる。ひずみが出るわけですね。総理が言われる矛盾の中の一つですね、懸念の中の一つですね。どうするの。さまざまな真剣な工夫を合理的に考えてやつていられるのです。

私はもつと調べてみたいと思つていられるのですけれども、五十州のうち四十六州やつていられるけれども、やはりアメリカンデモクラシーの精神なんでしょう。か、さまざまな具体的な努力をされている。

例えば、ある州では家族四人の世帯について、最初の千ドルに対して支払われた付加価値ないしは消費税の帰属計算額を個人所得税の税額控除とする制度を採用した。ですから、所得も低く負担増になる、プラス・マイナス赤字になる層は一定の部分所得税から全部引いてしまふわけですね。また別の層では何らかの財政的な措置、さまざまな給付とかそういうことをやるのでしょいか、それらのことをそれぞれ工夫しながら考えているというふうな紹介がございまして、アメリカはアメリカなりにやはり国民の中に新たなひずみを生ま

ないよう努力をされているのだというふうな感じもしたわけでございますけれども、政府案にはそんなことは一つも今のところないわけでありまして、私は、総理がそう言われますと、どちらにいたしましても従来の不公平をどう消すのかという努力を精力的にこの際詰めてくださるならぬという気持ちと、それから、総理が言われたことと関連して一言申し上げます、大変大きな不公平が、新しい不公平がここに発生をする、そういう政府提案と言わざるを得ない。事不公平に關することから申しますとそういう気持ちがいりますが、総理、いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 今の書物の御披露でございますが、やはりそうした場合の財政措置も行わなきゃいかぬということを懸念の中で御答弁申し上げておるわけでありまして、それから、おっしゃったような附加価値、最低限を干渉としてその中の附加価値を控除するというのは、やはりもうもろもろの控除額の今回の引き上げ等も大体そういう工夫と同じことじゃないかな、伊藤さんの指摘に合致したことをやっているなどというふうに、話を聞きながら意を強くした次第でございます。が、それはそれといたしまして、いわゆる新税が導入される、そうして差し引き、もちろん減税先行であるにしても、いずれかの部分で負担が多くなりいずれかの部分で負担が少なくなる、こういうことでございますので、したがって、あれは五十九年税制のときでございましたか、たしか一〇・五というのをつくりました、十一の刻みの中に。

あれは何でつくったかと申しますと、それこそ伊藤さんの御意見を私が聞きまして、要するに屋台を一人で引張っていらつしやる事業所得者の控除をいろいろ引いてみしても、一〇・五というものをつくらぬことには全員が減税にならぬという計算が出ましたので、あの一〇・五という、摩訶不思議な数字とは申しませんが、一〇・五というのとはあのとつきりましたから、そういう工夫もしたことがあるなということを今思い出しながら、したがって、こういう問答の中でやはりい

から、したがって、こういう問答の中でやはりいことを取り上げさせていただける機会ができるのだなと思つて、大変感謝をいたしました。

○伊藤委員 今の総理の答弁では、私は納得できないだらうと思つて、要するにサラリーマンの皆さん、団体の皆さんが政府の統計と数字を見て、ちゃんと民間給与の実態の調査、それから大蔵省が計算した調査の数字を比較してみますと、確かに四七％は全部赤字になることになるのです。それから、所得税減税の恩恵を受けない人も一千万近くいらつしやるというわけですから、総理の御答弁と同じことを、竹下総理はこうおっしゃつておられますからいかにしようかとその方々に申しまして、私は激しい突き上げを食らつて、とてもじゃないが了解できないとなるだらうと思つて、いずれ焦点となる大きな議論の一つのテーマでしようから、議論の中で実りのある結論が出るようにぜひお願いをしたいと思つて、それから、不公平に關連してもう一つだけ、済

みません。土地の問題でございまして、この前もいろいろ議論いたしまして、議事録を注意深くも一通読んでみました。何か気持ちとしては非常に前向きに、間もなくの時期に政府の、また総理も、政府といたしましてこの土地問題については全面的にというのか、正面からいいますか、やらなくちゃならぬというお気持ちは持たれていられるように、実は議事録を見直してみまして解釈をしたわけでありまして、これは国土庁長官と総理に一言ずつお考えを伺うだけにさせていただきたいと思うのですが、私は、いずれにいたしまして、これから二十一世紀を論ずる、その他にいたしまして、土地問題の打開がなければならぬとあるのは大都市の内需と申しまして、あるいは豊かな生活論からいっても、すべてのベースになつていく解決を迫られていく問題、しかも、今気を抜くことは非常に大きな間違ひという、地方への値上りの拡散

状況もございまして、やらなければならぬといふことだらうと思つて、遅過ぎたけれども、今やらなければならぬ政治の重大なテーマと思うわけでございます、そういう意味では、総理もそうお考えになつていらっしゃるかと私は想像をいたしているわけでありまして、

国土庁長官と総理から、先に国土庁長官から、後で総理から所感を伺いたいのですが、私はやはりそういう中で新しい座標軸を据えるという姿勢が非常に大事だと思つて、税制の面でも、戦後四十二年やつてきた経過、政府税調の方もさまざまな節目としての総括をしないかやならぬようなお気持ちを持たれていらっしゃるのと同じく、ありまして、新しい座標軸という大変文学的になりまして、ここで次の時代に向けてのやはり原点を据えたという姿勢、そういうものが政府におかれましては作業を開始していただくところの土地基本法というものに表現をされてくるのであらうというふうに思つて、私も野党提案も五項目の柱を立てて合計十条ちよつとぐらいの法案にいたしました、大体同じになればまことに結構なことだらうと思つて、そういう姿勢の問題が一つです。

それからもう一つは、やはり何かそういう基本法が基本的なことをやり、そして国民世論を誘導するといつてはなんでも、土地についての国民の御理解のいたすべき方を変えていくという姿勢も私は大事だ、というふうな気持ちでいたします。と同時に、そこで終つたのではだめなので、それをしてそれからまたゆっくりやなくて、並行して幾つかの手を打たなければならぬ。そういうのが相伴つてやられるべきであらう。その一つが土地税制ではないだらうかと思うわけでございます、私も、保有税の強化の問題、あるいはヨーロッパ並みと申しまして、西歐の例も参考にしながら譲渡益課税についての発想を変えていく、新しいプリンスブルを立てる。土地臨調のレポートの中にもそういうこと

思うわけでありまして、そういう大胆な発想の展開ということ、それからその発想と同時に具体論の展開ということにつきまして、担当の国土庁の方と、また、総理御自身どういふ構えでおられるかをお伺いしたいと思つて、

○内閣府大臣 御答へします。私どもは、土地に対する基本的な考え方といたしましては、個人的な見解も多少入るかと思つて、土地はすなわち国土そのものだといふ基本的な観念を持っております。その中で財産権といふものが認められ、所有権といふものがあるわけでありまして、したがって、土地といふものは国民生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となる限られた地球上の資源である、こういう認識のもとに立ちまして、人間そのものの生活は、土地がなくては人間は生きてはいられない、こういう大前提のもとに立ちまして、土地は適正かつ合理的な利用を実現することを図っていくことが大変重要である。こういう認識で、土地に対する政策に取り組んでいく基本的な考え方としております。

政府がさきに閣議決定をいたしました総合土地政策要綱におきまして、開発の利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべきこと、二つには土地の利用と受益に應じた社会的な負担の公平を期すべきであるということ、三番目には公共の福祉を優先させた利用の責務を伴う等、こういう理念がうたわれております。これらに総合土地政策要綱に基づきまして、さきに国会に御提出をいたしております野党四党の土地基本法等も参考にさせていただきまして、土地に対する国民の共通認識というものをこの際ある程度理念という形で植へつける、こういう意味で土地基本法といふものを作成すべく作業を始めておるわけでございます。各界各層の有識者の先生方の御意見を承りながら、もう既に二回その懇談会をやっております。年内には大方の結論を得まして成案をつくるように進めてまいりたい、目下鋭意検討をして成案を得べく努力をいたしておる最中でござ

ざいます。

○竹下内閣総理大臣 土地に対する基本的な考え方というのは今内閣府土庁長官からお話がありましたが、私は、昨年の十二月でございますが、土地特別委員会というのが本院にできて、この場所での議論がされて、その成果というものはいろいろございます。が、一番、目に見えるものとしては、それこそ四党から出された土地基本法というものが一つの大きな刺激を与えて、そうして政府内部においても、今までのいろいろな議論がありつつもやはり有識者による懇談会を内海さんのもとで持って、それでいろいろ議論してもらって、方向はやはりそういうところへいくべきではないかということに到達したというのが、あの土地委員会がつけられた大きな意義ではなかったかなと私は思っております。

そこで、懇談会でいろいろな議論が出てくると思いますが、さてそれを税制の中でその基本方針に従ってどうやるか、こういうことになりますと、従来、取得、保有、譲渡、買ったとき、持っているとき、売ったとき、そういうことの組み合わせで国税、地方税の中でいろいろ位置づけられておるといふのも、これは歴史的経過というものは十分理解できる点があるかと私は思うのであります。その中でひずみのできたものが重課されたり、場合によっては軽減されたり、いろいろな形で今日まで来ておりますので、そうした大筋の議論と並行しつつと申しましょうか、あるいはそれを受けてと申しましょうか、やはり税の問題は国会と、もう一つは政府でいいますならば政府税調でもう一遍議論が繰り返されていく問題ではないかなというふうに思っておりますのでございませう。したがって、いわゆる先般お出しになった不公平十項目の問題についても、与党からお答えがでておりますが、確かに方向性は大体一致してきているんじゃないかな、こういう印象を持っておりますのでございませう。

○伊藤(茂)委員 私は、やはり土地問題を現実はどう打開をするのかという課題を政府・与党も担

つておられますし、私も野党も真剣な努力と勉強をしなくちゃならぬというふうに思っております。そんな気持ちで、必ずしも十分ではございませんでしたけれども、四野党政審で相談をして、土地基本法の勉強をさせていただきました。私は思いますけれども、やはりこういう大きな問題ですから、いろいろな議論の場があつていいのだらうと思ふのです。例えばサラリーマンが生産家かどうも首都圏に家を買えない、これは悲惨な話ですね。どうしたらいいのか。これはサラリーマン、労働者、労働組合の要求だけではないと思ひます。経営者にとつても同じように重要なことであらうということ、先般、日経連と連合とが共同シンポジウムをやるなんということもございした。

私は、こういう問題は、政府が法案を出す、議会で審議をする、野党はいろいろ文句をつけるみたいな形というだけではなくて、やはりいろいろなことを一緒に議論し合う、あるいは協議する、いろいろなことを多面的に組み合わせていい内容ができる努力をすべきではないだろうか。議会というものは、政府案、法案を審議する仕事は半分だと私は思ひます。あとの半分は、与党、野党お互いに政見を持ちながら真剣に議論し合うというのが国会人としての使命であらうというふうにも思ひうわけてございまして、そういうことも含めまして大きな課題を、考え方はほぼ同じというお話もいただきましたから、議論をする場をつくりたいものだというふうに考えている次第であります。四野党で前に出しましたから、何なら当面国土庁長官を囲んで議論をして、ライスカラーでも食ひみたいなのがあらつたていいんじゃないだろうかというふうに思っております。

この間、我が友人の米沢さんの質問に関連をして、「行財政改革の推進について」、総務庁、大蔵省から出ました、この全般を議論するつもりはございませんで、特にその中でどうしても一言私の立場からも申し上げておきたいのは、財政改革の

部分ですね、これをちょっとテーマにしたいというふうに思っております。

この文章の中に、「今回の税制改革は、全体として大幅な減税超過となっており、この点を考慮すれば、財政事情はさらに厳しさを増すものと考へられる。」という文章がございまして、その他にも含め、これが前提条件で歳出について、歳入についてというものが述べられているわけでありまして、「この点を考慮すれば、財政事情はさらに厳しさを増すものと考へられる。」やばな質問かも知れませんが、どういふことですか。簡単にちよつと言つて下さい。

○篠沢政府委員 お答えをいたします。

その直前にございまして、既に国債費のシェアが一般会計の歳出の中で非常に高い、これからもなおまだ公債の残高の累増は予想されるわけでございますから、そういった点が大変難しい、増加圧力というものがございまして。このほか、通常の政策を展開するための歳出の圧力というものもあらうというのを述べました上で、「全体として大幅な減税超過」という税制改革でございまして、その点を定性的に、いわば加算して考えていたきたいということを述べたものでござい

ます。

○伊藤(茂)委員 今のと関連をしますが、主税局長に伺ひます。

六十二年、いつも言われておりますように史上最高なんです、弾性値三・三三という決算の状況がございました。こんな状態はそれは結構かぬと思ひますということの主税局長はいつも答弁をしておりますけれども、昨日発表になりました、きのうも大蔵省からうだいしました数字ですと、ことし、六十三年度も五兆円程度の自然増収が見込まれる。景気の方も六十四年、来年の中ごろまでは大丈夫かな。いずれにいたしましても、これから間もなくもう目の前、アメリカ大統領選挙の結果、どちらが勝つても、相当厳しい財政政策をとらざるを得ないのじゃないだろうかということもよく言われております。それから、今後の

さまざまな経済条件がどうなりますか、消費の問題あるいは設備投資、その他の動向がどうなるか、いろいろな要素があるだろうと思ひます。必ずしもいつまでもバラ色というわけにはいかぬだろうというふうな気持ちもいたしますが、六十二年の状況、そして現在六十二年、弾性値で昨年に近いような数字になりますでしょうか、これから先どう見込まれるのか、先ほどの主計局の御答弁と裏表になりますが、ちよつと簡単に感想を言つて下さい。

○水野(勝)政府委員 御指摘のように、昨日発表いたしました九月末までの税収の動向でございまして、予算額に対して三・四・四％まで参つてございまして。それからまた、九月分としては前年同月比五・三％の伸びでございまして、これを含めました六十三年度の九月末までの累計でございまして、やはりこれも五・三％の伸びとなっております。一方、御指摘のございましたように、六十二年の税収は、修正後予算額に対して三兆七千億の増収となりました。したがいまし、現在の六十三年度税収予算額と申しますのは、六十二年の決算額に対して九六・四％という割合になって、いわば逆転をいたしておるところでございまして。三・六％逆転しておる。一方、伸びとしては五・三％の伸びになっておる。したがいまして、八・九％予算額に対してはペー

すから、そういう内容を国民の皆様に責任を持って議論できるように、きちんとした計数の見直しと将来を見据えた議論をしなければ無責任な議論になる、大臣の気持ちがあるから、言葉だけ言い過ぎたのでは無責任になるというふうに私は思うわけでございまして、それらの幾つかの私どもの希望といえますか、客観的な前提条件を申ししますので、そういうものの提起を、そういう試算も専門の方からしていただいて、やはり確信の持てる議論をすべきではないだろうか、このペーパーに關連してそう思います、よろしゅうございませうね。

○宮澤國務大臣 御主張になっておられますことは、私もよくわかっております。十分考えましてやらせていただきます。

○伊藤茂委員 次にもう一つ、民社党に出されました社会保障ビジョン、米沢さんも含めました四野政経会長、きのうも仲よく仲よく議論しておりました、大体一つの党くらしいの気持ちでやっておりますから、こたわりなく私の方からも、彼の気持ちも代弁するような気持ちで申し上げさせていただきますというふうに思います。

正直に申しまして、随分たくさん言葉をうまく編集をなさって、私も読んで、御苦労は御苦労だったと思います。随分夜遅くまで御苦労なされたようなことも伺うわけであります、その御苦労には私も敬意を表します。ただ、社会的な評論ですね、労働組合その他からやはりちよっと手厳しい評論、評価が多々参っているというふうな状況で、それは厚生大臣も御承知のとおりであろうというふうに思います。主として、公的年金の支給年次を六十五歳にする、できるだけ早い時期から六十五歳に段階的に持っていく、前からこれは本則で言っている、議論は随分長くなされてきたことですから、ただこの際何か一歩踏み切つて、やるぞという状況がここであらわに出たもので、さまざまな議論が出てくるというふうなものが今日の状況で、各新聞の社説なんかでも、みんなやはり真剣にさまざまな勉強しなくちゃならぬ大事

なことだ、しかし、と同時に懸念の表明というのが共通してあるような気がいたします。

それで、やはりその原因の一つは、「条件整備を図りつつ」というのがまづ言葉にございませうけれども、やはり国民の関係者の希望からすれば、支給開始年限とそれから定年と、そのまづ言葉の方を、図りつつ支給開始年齢はできるだけ早い機会に段階的にやるぞ、こういう印象になるわけでありまして、図りつつではなくて、これを大事に大事に前提としながら、そしてまたそういうギャップが起きないようにという真剣さがやはり文章に出ていなかった、また文章だけではなく、現実そうかもしれないが、これには少なくとも出ていなかったというのがさまざまな意味で非常に不安をかき立てる言葉になったというようになっております。

確かに、高年齢者の雇用機会の問題が書いてございまして、読んでみましてもそれぞれ妥当なことなどですが、例えば同一職場、同一グループなどというものが冒頭にございまして、要するに、この問題は政府は難しいから会社の方で何とかしなさいという印象にもとられやすい。やはりこういう問題というのは、ある意味では政府と同時に労使、将来社会にとつて必ずぶつかることですから、真剣に共同で汗を絞る、そういうふうなインシアチブがあつていいのじゃないだろうかというふうな気が私はいたします。こういう時代ですから、みんな要求だけしていれば済むというふうにはだれも思っていないですからね。どうしたらいいのかということを知恵と汗を絞らなくちゃならぬというふうな状態ですから。

大臣にお願ひしたのは、一つは、「条件整備を図りつつ」とございませうけれども、やはり我々の構え、目標、努力、そういう方向としては少なくともそこにギャップが起きない努力を全力を挙げてやるのだ、そしてまたそういうことについては、それぞれ必ず人生でぶつかることですから、政労使、関係する方面、共同で真剣に汗をかき、そういう気持ちと、何かこの中身につきまし

てもうちよつとやはり表現その他もあつたのじゃないだろうかと思いますが、出された後の反響などを含めまして、どうお考えになつておりますか。

○藤本國務大臣 厚生年金の支給年齢の繰り上げの問題、これは最も大事な点が御理解いただけてないんじゃないか、そういう気が実はするわけでございます。

それは、何といつても年金は、特に公的年金は、老後が長期化するわけでございまして、その給付の金額、水準というものを維持していく、これはもう今年金だけの生活者が四割を占めているという時代でございますから、年金の水準をとにかくにも維持していく、これが最も大事なわけでございます。維持をするためにどういう方策があるか、そういうことになってきておるわけで、厚生年金の場合を考えてみましても、八十年代の後半には団塊の世代が年金受給者になるわけで、一挙に数がふえる。そういうことを考えますと、いろいろな方策がございませうけれども、やはり支給年齢の引き上げという問題は避けて通れないというところを申し上げておるわけでございまして、その給付の水準をあくまで守る、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それからもう一つの問題は、御指摘のように、年金の支給年齢の引き上げだけがひとり歩きをして、その他の経済社会のシステム、状況、情勢というものが変化がないということではこれはだめじゃないかという御指摘に對しましては、私も全くそのとおりだと思つておるわけでございまして、基本的には、人生八十年時代になってくるわけでございますから、それにふさわしい新しい生き方であるとか物の考え方であるとか社会のシステムといふことを、個人であるとか家庭、また企業、国、地方自治体、こういうレベルで見直していく、人生五十年時代の常識を人生八十年時代の常識に変えていく、これが大事であるわけでございます。

そういうふうに考えますと、高齢者が今後ふえていく、しかも何歳がお年寄りだということを聞いてみますと、今は七十歳が老人であるというふうな考えでいらつしやる方が一番多いわけでございますし、また、そういう高齢者がふえてくる社会において社会参加を願つていくということも大事なわけでございますから、所管外のことでもございませうけれども、高齢者に生きがいを持つてもらうための雇用ということも当然そういう方向の中で解決をしていかなくちゃならぬ。ですから、そういうものもろの、高齢化社会、人生八十年時代のいろいろな問題の変化の中で、実は年金の支給年齢の引き上げという問題も解決していかなくちゃならないと私は思つておるわけでございまして、いろいろな御批判は真剣に受けとめて、そういうことが起こらないように努力をしていきたいと思ひております。

○伊藤茂委員 厚生大臣、時間がございまして三つお願いをして御答弁をいただきたいと思ひます。

一つは、今のお気持ちはわかります、気持ちとしては、やはりこういう流れの中で、団塊の世代その他こういう構造がある、何とかしなくちゃならぬ、それができないと非常にずれたことになる、何とかしなくちゃならぬという現実の認識は私もわかるのです。

それで私は、やはりそういう中で、さつきも申し上げましたが、定年延長の問題にいたつて、これは今の時代で、六十になりましたから、はい、あなたやめなさい、しかも六十というのはまだ六割弱ということですからまだまだおくれである。アメリカの場合には七十歳までは職業の自由を侵してはならないという法律がございまして、国によつて違ひますけれども、何かやはりもう一段階変えなくちゃならぬ、今の六十歳でもまだまだ不十分、不完全なんだけれども、次を考えなくちゃならぬというところに来ちゃつていふこととですね。それは企業にしても、それからサラリーマンの皆さんにしても、やはりそれぞれ大変なことですよ。

ですから、これはあなた方やりなさいという意味じゃなくて、同一企業、同一グループとかいう表現をされるのであれば、本当にこれは政府が真剣にやるという意味での呼びかけ、あるいは協議のシステムをつくるということがどうしてもまず第一に不可欠だろうというふうに思っています。当然のことでしょうが、そういう努力を、こういうものを出されるならばやはりすぐおやりになる、審議会その他ごさいいますけれども、それとは別にやはりそういう努力が必要ではないだろうかというところが一つであります。

それから、将来像というのは非常に難しいので、例えばピーク時、二〇二〇年、二〇二五年、そのときの具体像を描けと言っても、これは経済の動きその他ごさいいますからなかなか難しい。しかし、将来に向けてどうなるんだというのが、団塊の世代だけじゃなくてみんなの不安だろうと思うのです。ですから、確実なやり方としましたら、私は総理の責任におかれまして、これからピーク時に向けてこういう目標を絶対動かさないで鮮明な目標としてこうしますというふうな目標を、例えば五大目標なら五大目標を立てる。国民の皆さん信頼してください、そこに向けて、例えば再計算期でいろいろな年金がありますからどうするかあれですが、例えば十年くらいはのチームで一つのマスタープランをつくる。その中で、計画では当然ですから、いつもやっていることですから、例えば五年間については確実な実施計画をつくって、これは万難を排して政府が責任を持っていく。とすれば、今の段階から将来につながった議論になるわけですね。そういうふうな御努力があつていいのじゃないだろうかというふうに思います。

それからもう一つは、これを読んだ私の感じなんです、やはりどうしても制度論なんです。二十一世紀初頭から二〇二〇年までを展望した高齢化社会のピーク時と申しますと、今までの制度論の発想だけでは私にはできないと思います。高齢化社会、活力があり、みんなが安心して住める、

しかも日本のパワーは落とさない、どうするかと考えますと、制度論中心から、社会システム論というと言葉はなんですけれども、何か社会のあり方論みたいな大きな視野が必要ではないだろうか。国が中心になってやる制度論という形にどうしてもなりませんが、これからはやはり自治体、地域のウェイトというのは非常に大きくなると思います。

私の地元横浜でも、時々集まりに行くのですが、私が気がつかないほど、小規模ですがさまざまなボランティア運動がございまして、だから私も命令されるわけではない、だからお金をもらいうわけでもない、しかし何か高齢者の皆さんや障害者の皆さんのためにというグループがミニサイズでたくさんあるんですね。私はこれからの時代、非常に価値のあることだろうと思います。そういうものまでも含めた一つの、社会システム論というとなんですけれども、制度論だけではない発想というものをされたらどうだろうか。総理が総裁におなりになるときは「素晴らしい国・日本」というのがございまして、非常にいいことが書いてございまして、そういう視野に立った大きなものをつくるのだということがあつていいのじゃないだろうかと思ひます。

三つ一緒に恐縮ですが、いかがでしょうか。

○藤本國務大臣 活力のある明るい長寿社会をつくるために、これはいろいろな分野でその達成を図っていくかなきゃならぬわけございまして、御指摘のように福祉の面もございまして、雇用の面もあるし、また教育、住宅、もちろんございいます。ですから、そういう問題を総合的に考えていくべきではないかという御指摘、私も同感でございまして、政府としてはそういう対応を現実に行なうとしていかなきゃならぬ課題だと思ひます。それから二番目の、長期の目標、水準を立てて、それを達成するために五カ年計画とか十カ年計画というものをつくって推進していくべきでは

ないか。これも公共事業などではそういう進め方、やり方で進めておりますけれども、福祉政策に關しましてはそういう年次の目標を立てるということが、先生御承知のように極めて難しい、そういう分野といえますが、状況があるわけございまして、年金の支給年齢の問題にいたしまして、老人医療費の負担の問題にいたしまして、やはり国民のコンセンサスといえますか、選択といえますか、また審議会の意見といえますか、そういうのもろもろのコンセンサスとか選択に負う問題が非常に大きく福祉政策にはあるわけございまして、歳出予算ではとんと片づけられるという公共事業の中期的な目標を立てる場合とは非常に異なっておりますということもあるわけございまして、これはやはりなかなか難しい問題だと思ひます。

ただし、厚生省所管の中でも、廃棄物処理の五カ年計画というものはございまして、またホームヘルパーなどについては、これは二十一世紀の目標を立てておるわけございまして、五カ年での程度整備するわけございまして、これは目標を立てられるわけございまして、いずれにいたしまして、私個人の考えとしては、厚生省として今後このような五カ年計画とか、数字は別として、そういう中期計画をつくっていく努力目標だということに私は認識しておるわけございまして。

三番目の問題は、これはおっしゃるとおりだと思ひわけございまして、先ほども申し上げましたように、やはり人生八十年時代の経済社会をつくっていく場合には、人生五十年時代の発想とは変わって、社会システムとか物の考え方を改めていかなければいかぬわけでありまして、それは単に政府だけではなくて、地方自治体だけではなくて、企業も社会も家庭も個人もそれぞれのレベルで考えていかなければ達成できない、そういう問題だと思ひておるわけございまして、その点につきましては私も考えを同じくしておる次第で

ございまして。

○伊藤（茂）委員 厚生大臣御苦労ですが、やはりこういうさまざまなポリシーを書いたものを出すこともそれはそれなんです、これからの時代に国民の皆様が実感としてやはりこうだなと思うような、あるいは安心感を持つて、しかも汗を流さなければならぬと思うというか、そういう方向づけを出していただく、実感にやはりこたえるようなことが非常に大事ではないだろうか。

この間も、その意味では厚生大臣非常にいいことをしていただきました、私のところで、十年前になりましたけれども、米軍の戦闘機が落ちたこと、一歳と三歳の子供がその日のうちに亡くなって、全身大やけどをした若いお母さんが、二年間もつと生きたい生きたいと言いがらついに亡くなられました。私も相談をし、その彼女の日記を出版したり、それから母子像を横浜の公園に建てたりしてきたのですが、この間国からいただいた補償金、それから自分が死んだときに娘にや死んだ娘があの世で一番喜んでくれるであろう、しかも社会のために使いたいとお父さんの熱意でございまして、身体障害者の子供さんたちの授産設備をつくりまして、今日の十日に落成式。何か福祉法人をつくるのにさまざまな難しい手続がございまして、こういうことは大臣のやはり決断だと思ひましてお願いしましたら、これは大臣、やはり手続ではなくて人間の気持ちです、これを大事にしてあげたいと言いましたら、そのとおりだと言つてやっていたいただきましたが、やはりそういう気持ちが通ずるような努力をぜひお願いしたいと思ひます。

次に、リクルート問題に關連して幾つかお伺いをさせていただきます。

まず、当面のことなんです、郵政省にこれはお伺いしたいのですけれども、昨日からけさの報道の中で、リクルートコスモスの譲渡株が、NTT真藤総裁の秘書さんの名義とか、けさのニュースを見ますと新たに役員が三人もというふうなこ

とでございまして、そしてまた、これは報道ですからさまざまございすけれども、村田さんというのですか、秘書さんがまとめてやって何人かに配分をしたとか、それからもう関係者がいるのではないだろうかとか、今までもこのN.T.T.あるいはスーパーコンピュータに関係をした既に出されている二人のことにつきまして議論がございましたが、何か会長とか前の社長でございましてから中核部に関係をした、幹部その他のところに関係した問題が起つております。やはりN.T.T.というのは国民の皆様がみんな利用するパブリックなところでありまして、きちんとしなければならぬ。また報道では、郵政省、郵政大臣の方からきちんと早急に調査をするようにということのようございまして、いかがになつておりますでしょうか。

○中山国務大臣 御心配をおかけしておりますが大変恐縮に存じておりますが、今のようなお話はまた私どもの方へは、N.T.T.で調査を担当の局からさせておきますけれども、N.T.T.からの報告の中には新聞に掲載されておりますような事実はまだ私どもも受け取っておりません。

N.T.T.は、その顧客からのシステム設計というようなものに求めに応じて、機器の調達とかそれから設置工事とか、それから各種の試験とかを含めまして、業務としてそういうことを依頼を受けてやっております。私どもも感じますのは、あの当時としてはアメリカとの日米貿易摩擦、そういうものを解消するために何かその一助になるものはないかというように今から振り返って探しておいた時代があつたように今から振り返ってみますと感ずるわけでございまして、その中で大型コンピュータを購入する企業、特に民営化をした電電公社がN.T.T.となりましての民営化の中で発展する企業として、リクルートとの関係というものができたのではないかと。その当時はそういう新しい企業に対する期待みたいなものがあつたのではないかと、その中で今から感じ

られますようないわゆる疑惑を生むような事実というのはその当時にはなかったのではないかと、私にはかような善意に解釈をいたしております。司直の手にももうゆだねられておりますこととでございまして、私どももいたしましてはN.T.T.に担当局から調査をさせておりますけれども、今その返事を待っているというふうな状況でございまして。

○伊藤(茂)委員 行動派をもつて有名な大臣としてはちょっと遅いような気がいたしますが、きのうの夕方から、大臣調査を指示とか事情を聞くとかいう見出しが出ていますので、行動派大臣らしくしていただきたいと思います。

それは別にして、大臣がおっしゃったこととは何か世間の見方が違ふだろうと思つたのです。二つ申し上げたいのですが、一つは、この経過を見ますと、当委員会でも二台のスーパーコンピュータの問題、クレイ社から二台N.T.T.が買つてすぐリクルートに行つた。何か横浜にも一台ある

そうでありまして、きのうも国会の皆さんが見に行つたりなさつたりしているようでございすけれども、この経過を見ますと、それに今度は株が絡んでくるということになります。それから、後で申し上げますが、リクルートのさまざまな社命をかけた今後の情報通信産業というものとのかかわり合いも非常に深いし、また、先般公表されておりますところの二名の関係者、N.T.T.の前の二名の関係の方についても、随分この委員会でも議論があつたわけでありまして、その経過を見ますと、新聞報道やその他の評論家の中ではそう書いておられますけれども、要するに中曽根さんが、あれは一月一日でしたかね、アメリカに行かれたときに、江副さんから頼まれてN.T.T.をトネルにしてやつたのではないかと、その間に初めからその話があつてどうではないかというふうな、何かそういうシステムが構造が、想像にたかくないうようなさまざまな問題が起つてくるというのが今日の状況ではないだろうかというふうに思つております。

私は、郵政大臣に二つここで注文しておきたいのです。

一つは、N.T.T.というのは会社のイメージが会社の立場からしたらやはり公益にかかわる大事な仕事の分野ですから、普通でいうディスクロージャー以上にさまざまな努力をする、言うならば国民の皆さんにオープンドアでというふうな営業をするというのが当然の分野であらうというふうな思ふわけであります。そういう意味から、例えば今までも疑問になつてまいりましたが、そのスーパーコンピュータをN.T.T.は幾らで買つてリクルートに幾らで売つたのか、こんなことなんというのはいやましいことがなければ簡単に言えることだと思つたのです。これがなかなか出てこないで、いや性格がどうであるとか、規約がどうであるとか言つてゐる。こういうのはやはり国民に責任を持つ大臣あるいは政府の立場から、そんなこと何ともたししてゐるの、出さない、それで国民の皆さんにオープンドアでわかるようにディスクロージャーをして聞かない、それがあなたの方の国民に信頼される営業の姿勢でしようというふうな一喝ぐらいあつていいのではないだろうかというふうに思います。

それから、やはりこの経過を見ますと、単に偶然なことがたつたという意味じゃなくて、何か非常に仕組みとして、たぐらみしてみたい感じがしたんだんたつてくるわけですね、この状態が。やはりこういう大きな問題です。ですから、これはまだ報告を受けてないということのようなんです。が、早急に、緊急に、とにかく厳しく調査をして、そしてそういう分野担当の大臣としての見解も指導もなさるということが必要ではないだろうかと思ひます。いかがでしょう。

○中山国務大臣 先般の長谷川氏、長谷川さんという方はもうN.T.T.をやめておられるようでございす。この方と、それから式場さんの話が出ましたときには、すぐに社長が私どものところへ来てくれました。社長にもその後その問題では二度ほどお目にかかつております。今、まだ報告を

受けてないという話をいたしましたのは、新しい、新聞に載つておるような事実についての問題でございまして、すぐに対応を私としてはいたしましたつもりでございす。

私も、中学一年生のときに戦争が済んだわけでございますが、ジープで飛んできた進駐軍にそでからDDTを体の中へ入れられた。それからMSA、ガリオア、エロア、そういうものから、フランスの、ディエンペンフの、ベトナム戦争をアメリカが肩がわりして、五万六千人も若い人命をなくして、その戦費が逆にアメリカの財政赤字になつてきた。アメリカは、日本の総予算と同じほどの軍事費を使つて、世界の平和、特にその平和の中で日本というものが経済繁栄を保つてきた。そのアメリカが困つたときには、経済繁栄をした日本が何とかアメリカのために貿易摩擦をなくして、世界の平和を保つということではないか。

だから、DDTから韓国オリンピックまでというの、社会党さんの変化なども大変大きなものがございす。そういう意味からは私は感無量のものがあつて、その意味で、アメリカの困惑を解消するために大型コンピュータを入れようといつたときには、そんな不純な心理は背後になつた、政治家同士として信頼をしたいというように思ひます。私は考えております。ございまして、今御指摘のありましたようなことに關しましては、またN.T.T.から報告を受けることになると思ひます。そのときにまた御返答申し上げます。かようなことで対応したいと思つております。

○伊藤(茂)委員 DDTからオリンピックまでという牧歌的なお話がございましたが、今、状況はそういうふうな状態ではないと思ひます。

私は、申し上げておきますけれども、この数日のさまざまな動きの中で、このリクルート問題をめぐるところの状況は変わつてきたと思ひます。最初は、七十六人、どなたかというふうな話が出た心でございす。その後、いろいろ話が出て

まいりました。先般は、藤波元官房長官の話も出てまいりました。いろいろマスコミの方も、極めて精力的に、さまざまのあれがなされております。やはり税の大前提ですから、私から――私はその道の調査マンではありませんから、全体の流れを見回してみても、この膨大な還流株、百五十万株とかも多いいか言われておりますけれども、そういう問題に今焦点が移っていると思えます。そしてまた、それが政官界の、実は、言うならば現金と同じ、実質献金である。

また、大新聞の見出しだけでちよつと恐縮でございますけれども、「中曽根前内閣に株譲渡攻勢」「リクルート疑惑の構図くつきり 中根側近に集中」「政権中枢への接近図 急台頭の江副氏」「新たな疑惑の構図 スーパーコンピュータ購入が、核に」と、そしてまた類書の云々とか、「疑惑は拡大し、深まった」「逃げられぬリクルート疑惑」云々、こういう状態がこの数日來相次いで情報がなされております。

それそれについて、検察の方の御努力もあってあります。そしてまた、私も国会の中でも、総理が言われました四つの立場ですね、このリクルートに関する四つの課題から申しまして、政治的・道義的な責任とかいうことは議会の責任でございましょうから、真剣な努力をしなければならぬというふうなことであらうと思ひます。

ただ、私はあえて申しますが、この経過の中でこういう構図がだんだん出てきたような気がいたします。私なりに自己流で申しますと、五点左右でございます。

第一には、リクルートの三大事業と申しまうか、初めは就職情報とか、二つ目には土地あるいは住宅、マンション、それから三つ目には、社運をかけたという最大のことであるところの情報通信産業、これにはRCSとかINSとか、そういう分野に社運をかけてとにかく大飛躍を図る何かをやれ。やった経過がさまざまのところから、マスコミでも報道をされております。そういう非

常に大きな、普通にまじめにやるのならこれはサクスストーリーで結構なんですけれども、何かそうではない形になるわけですが、リクルートのその三つの事業の発展と常にかかわり合っている問題が起きてきたというところが一つ。

二つ目には、そういう過程とそれと密接な関係で政界、官界、財界とのつながりというものがあつたということが今やはっきりしてきています。だんだんこの構図が生まれてきているというふうなことであらうと思ひます。前の情報といひますか、就職産業、リクルートの仕事の第一段階からいひますならば、前にも出ました労働省元事務次官の問題などがあるであらうし、第二段階のことと言ふならば、さまざま審議会関係のことでもあるであらうし、あるいは安比何とかというものもあるであらうし、あるいは最も大きな問題として、今も出てくる情報通信産業への飛躍という中でNTTの問題なんか出てくるというふうなことであらうと思ひます。何かそういう全容の構図が出てきたような感じがいたします。

さらに三つ目には、やはりそういうことが中曽根内閣時代、特に第二次中曽根内閣時代に急速に江副という方が、あの人若いのによくこんな年配の方がいる審議会にいらるなどか、あるいは文部省その他の関係の中で、あの人どうしてなったのかとか、政府税調もございすけれども、さまざまなどころに急進出している。これはもちろん任命権者である政府とは無関係ではないという現象が一つの特徴であつたと思ひます。

そして四つ目には、そういうものとこの膨大な還流株の問題ですね。この間立花さんというあの評論家の方も言われておりましたけれども、どちらにいたしましても百五十万株くらいは還流しているだろう、いろんなケースを全部計算して挙げてございすけれども、私もこの雑誌を讀んでみましたが、一株で二千五百円の利益としても三十七億か四十億ぐらいになる、しかも公開のほんの一、二カ月前に集中している、そのときには公

開時の値決めは既に業界、幹事、主幹事証券会社も含めてはつきりしていたはずである、確実にもうかる公開直前のこの株は現金、ホットマネーと同様であるということを指摘いたしておりますが、そういうことではないかなというふうに思ひます。

しかも、そういうものに、第五にはやはり中曽根内閣の大きな関連というものが浮かんできたような感じがいたしました。あえて申しますが、これは事実ですから申すけれども、今までの指摘の中でも、中曽根第二次内閣の中で主要閣僚を含めまして、官房副長官は閣僚ではありませんが、までも入れますと、閣僚で九名、そしてまた副長官を含めると十名の主要な閣僚者がこの問題にかかわっているという特徴的な状態が出てくるというふうなことであらうというふうに思ひます。

それから、そういう中の中曽根内閣の方でも委員会の理事の構成メンバーでもございすけれども、それらを考えますと、私は何かその時代の非常に大きな全体的なかわり合ひというふうな感じがしてならないわけでありま。

そこで、検察庁と大蔵省両方に簡単にお伺いをしたいのです。検察庁にまず伺いますが、橋崎代議士にかかわるところの松原氏逮捕にかかわる取り調べのことから端を発しているわけではございすけれども、それは当然のことであらうと思ひますが、この還流株の大きな流れというものを解明するということが求められているという、また、それがこの問題の主要な一つのテーマと申しまうか、構図になつていっているというように思ひます。それに對して大量にまた資料も株主名簿も含めてされたそうでありまが、それに對してどのような対応、関心をお持ちでやうておられますか。

○根拠政府委員 從來から申し上げておりますように、国会あるいは報道からいろいろ犯罪の容疑があるとか犯罪の疑いがあるというところで御指摘がございす。そういう御指摘については、御指摘は御指摘として検察の方も十分観察いたしまして厳正公平に對処するものと考へております。

○伊藤(茂)委員 重ねて伺ひますが、私が申しましたように、もう社会の認識も、七十六名の問題、当委員会でも大蔵大臣に厳しい追及がございましたけれども、何かそういう全体構図と申しまうか、還流株を中心にした問題だろうと思ひます。重ねて恐縮でございすけれども、やはりそういうものについて当然関心を持って対応されているというふうに思ひますが、一般論ではなくて、ちよつと絞つてそういう姿勢については見解表明をしていただきたい、これは国民が関心を持っていることだと思ひます。

○根拠政府委員 私どもが申し上げられることは、刑事事件として橋崎議員が告発された事件について申し上げられるわけではございまして、その他のことにつきましては、これは犯罪の嫌疑がなければ当然捜査ができないわけではございすから、犯罪の嫌疑があるかどうかというのはあくまでも検察庁が判断することではございす。したがひまして、私どもが從來から申し上げているのは、若干後追ひになりますけれども、検察が犯罪というところで捜査をやり始めてから国会に報告するというところでございすので、今から検察が関心を持っているとかいうことは申し上げられないところでございす。ただ、国会の御議論は検察の方も十分拝聴しているわけではございすから、それ相當の適切な対応をしているものと考へているところでございす。

○伊藤(茂)委員 証券局に伺ひます。私は、こういうさつき申し上げたような大きな構図と申しまうか、出てまいつたと思ひます。ですから、しばらく前に当委員会でも取引所の中での内規に違反するかどうかといった事とちよつと規模が違つた状況になつてきたのではないだろうかというふうに思ひます。それで、証券取引所の調査ですね、非常に重大な事だと思ひます。新聞を見ましても、例えば登録の取り消しがあるのかどうかと、二千人い

つしやる株主さんが困るだろうとか、あるいはまた主幹事会社ですね、これにも何かきちんとしたくちやならぬというぐらゐの重大な状況になっているとか、さまざまの報道では何うわけでありまして、それらにきちんと対応されるべき、あるいは報告を受ける立場のあなたとして、その辺はどうなっていますか。

○角谷政府委員 証券行政の立場からいたしますと、この問題は二つあると思うわけでございまして、

一つは、昭和五十九年十二月に行われましたいわゆる七十六名に対する株式の譲渡の問題でございまして、これにつきましては、既に例の証券取引法第四項の届出書を提出すべきであつたという判断のもとに、私も、調査の結果をこの国会に御報告申し上げますとともに、所要の行政指導を行っているところでございます。

それから第二点は、第三者割当て先からのいわゆる株の譲渡という問題があつたかどうかという問題でございまして、この問題につきましても、実は証券取引法上特段の問題があればともかく、いわば第三者間の譲渡の問題でございまして、証券法の問題としてこれを直接的に調査するという立場には必ずしもないわけでございまして、ただ、そうはいいまして、この問題が証券業協会の自主ルールとの関係で、いわゆる特別利害関係者等による株式の譲渡があつたかどうか、こういった問題につきましては、既に御承知のように、私も証券業協会とも連絡をとりまして、証券業協会において現在調査中でございます。

その調査結果については、いろいろな事情がございましてまだ私も報告を受けておりませんけれども、これにつきましては、当面証券業協会の調査の結果を待つていろいろな対応を考える必要があるだろうということでございまして、その状況いかんによりまして、例えば発行会社であるリクルートコスモスの体質改善をどうするか、あるいは幹事証券の問題をどうするか、こゝろは、いづれにしても事実関係の判断がないと、ちよつと

こゝろは対応するといひましてもどこでどうう申し上げる状況にはございせんので、そういった問題についてはその調査結果を待つて判断したいと思つております。

なお、この問題を契機にいたしまして、いわゆる株式公開制度のあり方につきましましては、いろいろな議論が提起されておるわけでございまして、そういった問題につきましまして、こういったふうな特定の者が公開前にその株式の譲渡を得まして特別の利益を得るといったことが、いわゆる株式公開制度全体の信頼性といった問題からいって問題ではないかといったふうな観点から、現在証券取引審議会の不正取引特別部会におきましていろいろ議論を行つておられます、この議論を早急に進めて、私もとしましてはその答申といひますか、報告を受けまして、できるだけ早く所要の改善策を講じていきたいというふうな考えておるところでございまして。

○伊藤(茂)委員 証券局長、その報告というのはまだ来てないというのですが、大体あれですよ、あなたの方、自分の担当の分野であり、しかもこれだけ重大な社会問題ですから、どんなところをめぐりにしているのですか。

○角谷政府委員 まだ正式の報告は受けておりませんが、事実問題といたしまして私も聞いております。これは、いわゆる関係書類がいろいろ押収されておるとかいろいろの事情がございまして、なかなか調査そのものがはかばかしく進んでおるといふ状況ではないような感じがしておりますけれども、私も、私どもとしては、そういった状況にもかかわらず早くなるべく早くその調査というものを中間的な段階でもいかにいたかくように協会の方に督促しているところでございまして。

○伊藤(茂)委員 最後に言いたいのですけれども、私はこの問題を見て、今こそ証券法五十八条とかは何のために日本ではあるんだ。アメリカの場合と条文的にはこれは同じですよ。アメリカの証券取引委員会規則十条b-15ですとか何かとそれから五十八条と、文法的にはほとんど同じ、言葉

がちよつと一カ所違うぐらゐ。アメリカの場合には厳しく発動されている。日本の場合にはただの一遍も発動されたことがない。しかも、どう発動したらいいかなというので、そのやり方か何かを今ごろさまざま相談をして、十一月いっぱいから年末までかかるというたような状態ですね。私はこれがおかしいと思うのです、要するに。

何で一体こういう法律をつくつて——アメリカでは、こういう問題が起きたらやはり国民の皆さんの前にクリアにするような果断な措置がとられるシステムがある。大統領直屬である。強力なスタッフもシステムもある。日本の場合にはそうなっていない。しかも、一遍も発動されていない状態のまま、何か弁護するような話でいつもする。するする終つておる。私は、今みたいな大規模な状態というのは今までおよそ前例のないことですから、私も大蔵委員会に十年以上おりましたけれども、こんな話は聞いたことはないですね。

私は、行政の立場からこれだといふかと思うのは当たり前のことだと思ふのです。これは、そういう立場からやはり毅然と対応する、そして法律的に今できない不備があるならば、やはり将来に向けて立法しなければならぬということを考えるのが、この分野のあるべき健全な発展についての何か信念を持つて当たられておる役人なり官庁の立場であらうというふうに私は思ふわけであります。で、そういう姿勢を持つてこの際当るべきではないかというふうに思ひますが、大臣よりもやはりあつちだな。

○角谷政府委員 ただいま証券取引法五十八条のお話でございました。証券取引法五十八条というのは、御承知のようにこれはいわば詐欺的な取引を防止する規定でございまして。本件の例えれば第三者割当て先からの譲渡といった問題、こういう事実についてはいろいろまた問題があるわけでございまして、それがいわゆる詐欺的行為になるかどうか、つまり売った人と買った人との間に何か詐欺的行為があつたかどうかということになりますと、どうも私どもの感じといたしまして

では、証券取引法五十八条の詐欺的行為というふうなこれを認定するわけにはなかなかいかないだろうというふうに思ふわけでございまして。

ただ、そうはいひましても、こういったことが一般投資家に対する関係におきましての不公平感という問題があります。そういった意味では、株式市場全体の公平性という問題から、制度的な改善を含めて、先ほど申しましたように証券取引審議会においていろいろ改善策を議論していただいております、こういったことでございまして。

○伊藤(茂)委員 残念ながら時間になりました。ただ、これは総理も大臣もよくお聞きをいたしたいと思ひます。今証券局長はあんな答弁をいたしました。五十八条には「取引について、不正の手段、計画又は技巧」をしてはならないと書いてあるのです。これは不正の手段に当たらないのですか。あるいはそういう計画に当たらないのですか。これは技巧もいふところじゃないですか。私はまるで消極的だと思ひます。行政の立場でも、少なくとも行政に当たられる第一線、あるいは責任を持たれる皆さんが、こんな状態で日本はいいのだろうか、どうしたらいいのだろうかという気持ちを持ちながら担当されるのが筋ではないだろうか。不備な現行法あるいは発動されない現行法、それを物差しにして全部やるというのでは、これは一体どうなりますか。

私は、税法の審議がございまして、総理もいらつしやいますから、時間ですが一言申し上げます。何か与党の中にも、リクルートはリクルート、税法は税法、分けたらどうかというふうな少数意見があるようであります。私は、絶対そうはならぬというのには、こういう状況の中で、税調委員だつて関係者がいるわけですよ。提出をした関係者がそうでしょう。この委員会の理事の人だつておるわけですよ。そんなことをきちんとしない、国民に責任のある将来の負担はお願ひできないと私は思ひます。その面については厳しくやつていきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○海部委員長代理 これにて伊藤茂君の質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二十八分開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。冬柴鉄三君。

○冬柴委員 公明党を代表いたします。質問をいたしたいと思ひます。

我が党は、党内にリクルート問題調査特別委員会というものを結成いたしました。昨日、十一月一日午後には横浜市にあるNTTのデータ通信株式会社、そこへ緊急調査に伺いました。坂井団長を先頭に八人の衆参国會議員が参加いたしました。ここへ参りました。これはアメリカのクレイ社製のスーパーコンピュータが設置されている場所でありまして、そこで調査をいたしました。

ところが、そのときに、今までNTTの真藤会長が、クレイ社からNTTがこのスーパーコンピュータを導入し、そしてそれをNTTからリクルート社へ転売をした、このようなことが明らかにされているわけでございますけれども、十月二十九日の産経新聞に報じられている真藤会長の一問一答によりますと、この代金の動きあるいは請求書の流れというものがつきまして、クレイ社からの請求書はそのままりクルートに回し、その後、NTTが納入などに要した実費を別途リクルートに請求をいたしました。このように述べておられるわけでございます。しかし、私どももいたしましては、クレイ社とNTTの契約関係が存在するの、第三者であるリクルートからクレイ社に代金を支払いをする、請求書を回す、これについては非常に疑問に思つていたわけでございます。その点についてNTTの担当者にたてしましたところ、この真藤会長の一問一答とは違つて説明

をされました。

そこで、郵政省にお尋ねしたいのですが、この十月二十九日の産経新聞が報じた真藤会長の一問一答というのは訂正する必要があるのではないかと申すのですが、いかがでございますか。その点についてまず伺ひたいと思ひます。

○塩谷政府委員 お尋ねの件でございますけれども、真藤会長がお話の中にあります記者会見でどういふ話をされたかということについては、実は私もまだ確認がとれてございません。ございませうが、ただ、この件につきまして私どもがNTTから従来から報告を受けているところによりまして、こういうことでございます。

NTTがクレイ社からスーパーコンピュータを購入するに要しました費用に加えて、システム設計料などの必要経費を加算した金額をリクルート社に請求した、こういう報告をNTTから受けているところでございます。

○冬柴委員 それでは、実質的に真藤会長の発言とは違つてお尋ねいたします。実質上修正をされたものと受け取りたいと思ひます。そこで、委員長にお伺ひしたいわけでございますけれども、NTTがクレイ社から導入をいたしました。そしてリクルートに転売をしたと言われるこのスーパーコンピュータにつきましては、従来から国会でも論議はされておりますけれども、どうも契約関係が明らかにされておられません。そこで、委員長におかれましては、理事会にお諮りの上、NTTとクレイ社の売買契約書、それからNTTからリクルート社への売買契約書、それからこのコンピュータが陸揚げされました組み立てあるいは配線、そのようなコンピュータが作動するまでの諸工事はNTTがやっていると申すのでございます。恐らくこの設計あるいは建設委託契約等がNTTとリクルート社の間でもなされていると思ひます。したがって、そのような契約書、それから後の補修契約についても、あればそれも契約書、それから、このコンピュータは実はNTTの子会社であるNTT

データ通信株式会社という社屋の中に納められておられるわけでございます。この社屋の使用関係は明らかにする賃貸契約書、このようなものをぜひこの委員会に提出をさせるように取り計らいをお願いしたいと思います。

○金丸委員長 理事会に取り計ります。

○冬柴委員 よろしくお願ひします。それでは、重ねてお伺ひを続けたいと思ひます。このリクルート問題というものは、国会における長時間にわたる審議とか、あるいは精力的なマスコミ報道等によりまして、当初政界におけるモラルの面というところでいろいろ議論をされておりましたが、やや法律的な、いわば贈収賄事件に傾斜を進めているのではないかと昨今であると私は考えます。

そこで、法務省刑事局長にお伺ひしたいわけでございますけれども、この贈収賄という刑法上の罪刑につきましてお伺ひしたいわけでござい

典型的な贈収賄というのは、刑法百九十七条に定める単純収賄罪、それから受託収賄罪というものが典型的なものでございますけれども、やや特殊な類型である事後収賄罪、公務員がその職を去つた後にわいろを収受した場合にどうなるかという、これは刑法百九十七条第三項というところに規定されておりますけれども、この三つのわいろ罪につきまして、教科書的で結構でございます。それから、その構成要件、また、その三つの間の相違点などをわかりやすく説明していただきたい、このように思ひます。

○根来政府委員 ただいまお尋ねのわいろ罪に關しての条文でございますけれども、御指摘のように、百九十七条に「公務員又は仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ」云々というところがございます。これは、結局公務員がその職務に關係して、その職務の、端的に言えばお礼というやうな意味でわいろを受け取ったときにはわいろ罪、わいろを収受したということ五年以下の懲役に処せられるということでございます。

それから、二番目の請託というものがこの後段にございませうけれども、公務員がその職務に關係して、その職務に關係することについて何かお願ひをされて、そのお願ひを受けた場合、そのお願ひを受けたことに対してのお礼といひますか、そういうことで金銭的なものを授受した場合に請託収賄が成立いたしました。このときは七年以下の懲役に処する、こういうことになっておられるわけでございます。

三番目の類型でございますが、これは公務員の身分を失つた後に金銭をもらつたという場合を想定してあるわけでございまして、それは、公務員の在職中に請託、お願ひを受けまして職務上不正の行為をなすとか、あるいは相当の行為をしないとかいふやうなことをいたしましたお礼ということとで公務員の身分を失つてからわいろを受け取つた場合、こういうことでございまして、この場合はやはり五年以下の懲役に処する、こういうこととでございます。

○冬柴委員 そこで、ある公務員が一つの権限を持つてゐる。そのときに、いわゆるお礼の趣旨でわいろを受け取れば簡単に単純収賄罪、あるいは物を頼まれれば受託収賄罪が成立するわけですが、この公務員が榮転をした、職場をかへた。そのかわつた後に前の権限を持つていた人からわいろを収受した、このような場合には一体単純収賄罪が成立するのか、あるいは事後収賄罪が成立するのかという点につきまして、學説上も争ひがあるやうでございます。

最高裁判所の昭和二十八年四月二十五日の第二小法廷の決定というのがございます。これは、この問題を端的に説明をいたしておりますので、要旨をちよつと読み上げますと、「公務員が他の職務に転じた後、前の職務に關して賄賂を収受する場合であつても、いやしくも収受の當時において公務員である以上は収賄罪はそこに成立し、賄賂に關する職務を現に担任することは収賄罪の要件でない」と解するを相当とする。すなわち、職場をかへても公務員であるうちにわいろを受け取

った場合には、その受け取ったときには職務権限がなかったとしても単純収賄罪が成立するので、こういうような端の判例を形成しているわけですが、この判例は昭和二十八年以来今日まで変更されていません。そして、もし変更されていなければ、当然に法務省の実務というものはこの判例に則して運用される、このように理解していかどうか。その点について伺いをいたします。

○根拠政府委員 ただいまの問題に關しましては、ただいま御指摘の昭和二十八年四月二十五日の裁判例以外に、昭和二十八年五月一日及び昭和五十八年三月二十五日に同旨の最高裁の判例がございます。したがって、私どももこの趣旨を踏まえまして実務の運用をしていくと理解しております。

○冬柴委員 それでは、労働省に対して順次お尋ねをいたしたいと思います。

株式会社リクルート人材センターという会社があります。この会社は、昭和五十二年に設立されているようでございますけれども、定款を見ますと、その目的第一項に、職業紹介事業、こういうものを目的に掲げております。そういった書きと、職業安定法第三十二条一項ただし書きに定める労働大臣の許可を与えられていると思いが、この事実を労働省に御確認をいただきたいと思ひます。

重ねて、この大臣許可というのは有効期限が一年というふうに承知いたしておりますが、五十二年以来十年余り、毎年これは更新されて今日まで来ているかどうか、それについてもお答えをいただきたいと思ひます。

○岡部政府委員 リクルート人材センターに關するお尋ねでございますが、これは昭和五十二年に人材情報センターとして発足をいたしまして、後に昭和五十九年にリクルート人材センターと社名を変更いたしております。その間、今日に至るまで、これにつきましての許可は更新をされてお

ます。

なお、このリクルート人材センターのほかに、各地におきまして、例えば大阪でございますとか横浜、名古屋あるいは新宿、東京におきまして新宿にも、新たにリクルート人材センターが設立をされまして、それについての許可が行われております。

○冬柴委員 そういたしますと、少なくともこの十二年間毎年大臣の許可というものが更新をされてくるわけでございますから、その間、同社を監督指導する、違反をすればこの与えた許可を取り消す、このような強い権限が労働省にあるわけでございますけれども、労働省組織令八条二号というところによりまして、これは職業安定局長が大臣に次ぐその最高責任者としてつかさどる職務権限である、このように規定されておられるのであります。職業安定局長の職務権限と理解してよろしいかどうか、お尋ねをいたします。

○岡部政府委員 労働省設置法あるいは組織令におきまして、この民間職業紹介事業の許可に關する事項は、これは職業安定局の所掌であるということでございます。

なお、先ほどの御答弁に付言して申し述べますならば、今までおよそ二千七百の許可が与えられている、そのうちの六つというところでござい

ます。

○冬柴委員 このリクルート人材センターの筆頭株主はだれなのか。リクルート社がもし筆頭であるとすれば、持ち株比率は何%に達しているのか。そしてまた、リクルートの元会長である江副浩正さん、この人は同社設立以来今日まで役員として重任を重ねていられて、今日も監査役であると理解しておりますが、この点についても御確認をいただきたいと思ひます。

○岡部政府委員 リクルート人材センターは、一〇〇%リクルート出資の子会社でございます。

○冬柴委員 じゃ人材センターはそれぐらいにいたしまして、次に株式会社リクルートについてお尋ねをいたしたいと思います。

このリクルートの定款も調べてみますと、この目的第一項には広告事業、それから第三項には出版事業、このようなものを定めておりまして、具体的には「とらばやう」など就職情報誌を発行いたしております。この発行業界では実に八〇%のシェアを占有し、業界の最大手の会社である、このように理解しているわけでございます。

ところで、このリクルートと労働省とのかわりにつきまして伺いたいのであります。労働省設置法、この中には、「労働者の募集に關する」という事項が労働省の所掌事務と定められております。また、労働省組織令、これには、この事務は職業安定局がつかさどると定めてあります。この二つの法令というものを根拠といたしまして、職業安定局長はリクルートの求人広告誌について指導をする職務と権限があると理解をいたしておるのですが、その点についてお尋ねをいたします。

○岡部政府委員 就職情報誌は労働者の募集行為でございます。したがって、労働者募集に關することは労働省の責務である、安定局の責務であるということでございますので、それは管轄下でございます。

○冬柴委員 それでは、加藤孝前労働事務次官のことについてお尋ねをしたいと思ひます。

同氏は、昭和五十八年七月から六十年六月まで職業安定局長の職にありましたね。その点についてまず確認をいただきたいと思ひます。

○清水(傳)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○冬柴委員 この加藤元職業安定局長は、その後労働局長を経られまして労働事務次官に転じていられますが、その事務次官在任中の六十年九月ごろに、職業安定局長時代にいわゆる先ほども確認いたしました指導の職務権限を有していたリクルート社から、店頭登録直前で値上がり確定であり特別な人でなければ入手することができない子会社のリクルートコスモス社の株式を譲り受け、約二ヵ月後の店頭公開直後に売り抜けて利益を手

中にされた、こういうことが報道され、本人も認められているようでございます。なお、この株式を買い受ける代金につきましては、リクルートの子会社であるファーストファイナンスから融資を受けられたという事実も明らかにされております。

当時、労働大臣は、本人から納得のいく説明を受ける、このようなことをマスコミ等にも約束をされており、釈明もしていられたようでございすけれども、特に、一体何株を譲り受けられたのか、またファーストファイナンスからの借入金はいくらだったのか、調査されたと思ひますので、その点についてお尋ねをいたします。

○清水(傳)政府委員 加藤氏本人から事情を聴取いたしました。六十一年度の九月ごろに一千株を知人の元リクルート社員に勧誘によりまして購入をいたしました。同年の十一月に、一株三千円で購入したものを五千円強で売却をした、このように聞いております。

ファイナンス社からの融資を受けたということでございます。具体的な金額は、その購入代金というふうに聞いております。

○冬柴委員 購入代金と言われましたが、金額は幾らになるのですか。その点について。

○清水(傳)政府委員 購入代金としてということしか聞いておりません。

○冬柴委員 それでは調査にならないと思ひます。労働大臣からお答えをいただきたい。労働大臣は、当時、納得のいく説明を本人から受ける、このように言っておられます。労働大臣からその点についてお答えをいただきたい。

○中村國務大臣 労働省は加藤前次官の行為が犯罪を構成するかどうかというのを定かにする立場ではございませんけれども、行政に対する信頼の保持という点から、私どももできるだけ細かに内部調査をすることも当然の責務であると考えておるわけでございます。

そこで、十一日の朝の新聞報道がなされましたので、その日の午後、早速部下をして事情聴取を

○根来政府委員 従来から申し上げておりますように、このリクルート問題の刑事事件というの

う一度答弁をお願いしたいと思います。

○根来政府委員　ただいま御指摘の件につきまし

うことが行われました。この三十五条のただし書きというのは、このような規定でありまして、通

て特にリクルート社からそのような申し出があったという事実はありません。

○冬業委員 では、そのような趣旨の書面が労働省初め各界に配られたという事実はありませんか。

○岡部政府委員 そのような事実は承知しておりません。

○冬業委員 法務省刑事局長にお伺いいたしますが、ただいま私が指摘した問題は、受託取賄を問擬する場合には非常に重要なポイントであらうかと思ひます。これを視野に入れて捜査を進められたいと思ひます。一言御答弁をいただきたいと思ひます。

○根来政府委員 ただいまの御意見は、検察庁も拝聴していると思ひます。

○冬業委員 私は、リクルート関連会社、二十六社あるようでございますが、代表的な会社の定款、商業登記簿等を徴しまして「目的」を調べてみました。労働省、運輸省、建設省、郵政省、大蔵省等々非常に多くの省の許可にわたる事項がたくさん「目的」の中に入られております。私は、きょう時間の関係で労働省について取り上げましたが、今後引き続き各省庁にわたってこのような問題の指摘をしていきたいと思います。六十年九月ごろに店頭公開直前の株式を取得して売り抜けて巨額の利益を手中にした、そのような政治家あるいは官僚という人たちが随分たくさんいられます。検察庁は既にその証拠書類をすべて押収して分析中であると報ぜられております。

私は、先ほどの二つの最高裁の決定を総合いたしますと、このような政治家が所管大臣としてリクルート及びリクルート関連企業に対する許可可や指導監督の権限をもつた、また高級官僚としてかかる職務権限を有していた、そういう人たちが退任あるいは転任した後に株式を手に入れた場合であっても、単純収賄罪が成立するということを示唆しているわけでございます。

これは一般的な問題点として法務省刑事局長にお尋ねしたいと思ひますが、このような許可可権を有していた所管大臣を退任をいたしました国会議員にとどまっているという人がこのような今

回のコスモス株を譲り受けた場合も、先ほど私が読み上げました昭和二十八年四月二十五日の第二小法廷決定の射程距離にあると考えてよろしいかどうか。刑事局長の一般論として結構ですがお答えをいただきたいと思ひます。

○根来政府委員 ただいま御指摘の具体的な事件を全く横に置いてということで御理解いただきたいのでございますけれども、そういう例の場合には、転職前の職務に関しわいろを收受したという裁判例もございします。

○冬業委員 法務省は、その射程距離にある、このような答えであると私は理解をいたします。

そこで法務大臣、リクルート疑惑の捜査につきまして、先ほどちょっと刑事局長口になされましたけれども、指揮権の発動をされることはないと信じていますが、ここで国民に対して徹底解明にたいしての所信を伺っておきたいと思ひます。

○林田国務大臣 現在検察当局におきましてはまず厳正公平に捜査を進めておるといふ段階でございまして、私は、かねてから申し上げておりますように、検察当局を信頼しておるわけでございします。したがって、この検察当局に對しましてとかかく申すということは差し控えない、かように存じております。

○冬業委員 非常に重大な問題でありますので、最後に総理大臣から、この事案の全貌を徹底的に説明する、そういうことについて政府も全面的に協力するという立場をとられると思ひますが、その点について所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○竹下内閣総理大臣 いつも申し上げますように、証取法上の問題、税法上の問題、それから刑法上の問題、また私をも含む道義的責任の問題、およびその他いろいろに私はこれを分別いたしておりますが、今、刑事上の問題につきましては、法務大臣も御答弁がありましたように、それこそ刑罰法令に犯れるということになるとすれば、まさに検察そのものが適切な対応をするであらうというふうに私は信じておるところであります。

○冬業委員 じゃ、終わります。

○羽田委員長代理 この際、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。竹内勝彦君。

○竹内勝彦委員 我が党は、不公平税制の是正、それから行財政改革、そういうものの徹底を図ることと、さらにまた高齢化社会、社会的弱者へのそういう対応など、二十一世紀を見据えた上での今後の長期展望というものが大事であるということをおかねがね要望してきております。そこで、問題点を絞りました、行財政改革、それから福祉に関して、限られた時間でございしますので、若干質問をさせていただきますが、本日午前中におきましては同僚議員からあわせてその問題に関して質問がございました。したがって、できるだけ重複は避けたいと思ひますので、簡潔明瞭に総理並びに関係大臣の御答弁を求めるところでございます。

まず、今回提出になりました「行財政改革の推進について」、十月二十五日付で総務庁・大蔵省、こういうことで出ておりますけれども、この行財政改革の推進につきまして、まず最初に竹下総理の御決意を伺っておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 そもそも昭和五十四年の暮れの決議にさかのぼると私は思ひますので、このいわゆる行政改革を行ひ、歳出の節減合理化を行ひ、その後税制改革を行ひながら財政再建に当たるべきである、こういうとき以来この行政改革というのを今日まで歴代の内閣が進めてこられたというふうに私は思っております。

しかしながら、あつた大きな反響を呼んで、専売公社、電電公社あるいは日本国有鉄道、これらが民営化された。ここでその果実が生まれるようになった今日、やもすれば、そういう目に見えるものが終わりますと何だか行政改革に対する決意が失われたのではないかと懸念があることを私も十分承知しております。いづれも申し上げましたが、むしろ原点に返つてこの行財政改革、特に行政改革の問題に取り組んでいかなければ

ならないというふうに私はふだんみずからにも言い聞かしておるところであります。

○竹内勝彦委員 そこで総務庁にお伺いしておきますが、この「行政改革」の中にも、「経済社会情勢の新たな変化に對し、行政の役割を見直す」、このように言われておりますし、なおかつ、「行政をこれからの時代にふさわしいものに作りかえていく」、こういうふうに言っておりますけれども、その具体的な中身について明確にしたいでございます。この後「財政改革」という順序で続いていくわけですが、財政改革と比較しますと、財政改革の方はかなり中身も具体的にいられてございますが、行政改革の方はどう見ても総論的な感じを受けるわけでございします。まずその行政改革の具体的な中身を総務庁長官、御答弁いただきたいと思ひます。

○高島国務大臣 先般「行財政改革の推進について」ということでお出しをいたしました資料の三ページ以降に、「重要施策」ないしは「行政組織・定員」「現業等」「公社、特殊法人等」ということでそれぞれ文書をもってお示しをしております。であります。この内容につきましては、従来臨調、旧行革審ないしは現在行つております行革審の六月の意見具申等を踏まえてまとめたものであります。

ここにまとめますにつきましては、各省庁間におきましてそれぞれ文言等につきましても十分検討いたしました上で、ぜひこの内容で実行したいというかたい決意のもとにお出しをしたものであります。一応中期見通しということでありまして、三年ないし五年という中でお示しをしておりますわけでありまして、ただその中には、例えば国有林野事業などにつきましてはおおむね昭和七十二年までとか、あるいはまた国立病院・療養所等についてはおおむね十九年を目途としてというようなことで、三年ないし五年以上の長期にわたるものもございしますが、いづれにいたしましても、私どもとしては政府の責任において断行するという決

意をもつてお示しをしたものであります。

○竹内(勝)委員 この四ページ目にもございませうが、「行政組織・定員」というところで、肥大化を徹底して抑えていく、特に第七次定員削減計画、これは削減目標六十二年度から六十六年度五年間で四万四千一人、こういった削減計画を実施するんだ、こういうようにございませうが、この定員に關しての進捗状況、さらにまた、引き続き定員の削減に努めるんだ、こういうようにございませうが、そういった具体的な目標値というのか、今後の問題等も含めて、あわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○高島國務大臣 第七次定員削減計画は、全体といたしまして八十七万九千六百九十九人の定員を毎年一%ずつ五カ年で五%の削減を目指すものであります、その削減の総数は約四万四千一人、四万三千九百八十人という数字を目標といたしておるところであります。

それで、昭和六十二年、六十三年と二年度にわたって実施をいたしました結果、一万九千九百八十七人の削減をいたしたところでありましたが、ただやはり、国立大学でありますとか国立病院・療養所あるいは外交、治安、航空安全、国防、登記等々、いろいろな面での新規行政需要も生じておるわけでありませう。したがって、増員数が一万二千三百五十人ございまして、差し引き純減は七千六百三十七人ということに相なっておりますが、引き続き定員の削減についてはきちっとやっていきたいというふうに考えております。

○竹内(勝)委員 この行政組織というものは、これは国民の行政ニーズに対応し、絶えず抜本的な整理合理化、こういったものが必要でございませう。この前も報道がございましたが、総理府における広報予算汚職問題であるとかあるいは外務省のいわゆる株式マネーゲーム事件といひますか、そういうようなものに見られる行政組織の汚点というものも目立っておるわけでございますが、こういう中で行政組織の活性化、こういったものはどうしても重要でございませうし、そしていかに整理合

理化、こういったものを図っていくか、さらにまた一連のこうした公務員への不信、そういったものを高める事件等について抜本的な改善策というものが必要でございませう。現在どういふような対応で臨んでおるのか、もう一度御答弁いただきたいと思ひます。

○高島國務大臣 網紀の肅正に關しましては、昭和五十四年十一月でありませうが、「一部政府機関の不正経理問題その他公務員等の網紀にかかわる一連の問題については、引き続き事実を徹底的に究明し、不正の事実に關しては関係者の厳正な処分を行う。」ということをお内閣総理大臣指示として行われておるところであります。いろいろな項目が掲げられておりますが、要はこれら掲げられました項目をきちんと実行することであつて、新たなことを提案をするよりは決められておることをきちんとやるということが最も肝心ではないかというふうに考えております。

「昭和六十三年度における人事管理運営方針」というところでも、各省庁の人事管理官を集めまして、総務庁長官といたしまして網紀の厳正な保持ということについて強く要請しているところでありませう。

○竹内(勝)委員 総理にお伺ひしておきます。総理は、去る九月二十七日でございしたか、「ふるさと創生」、多極分散型国土形成のため、そういう中で、特に政府主催の全国知事会議でこういうふうに述べたという報道がございませう。新行革審で国と地方との事務再配分、機関委任事務、役割分担のあり方について議論するのが一番適切だ、重点的に御審議いただきたいと考えている、こういうような趣旨のことが報道されておりました。

総理、お伺ひしておきますが、政府機関の首都圏の移転問題、これに關して、この移転の時期、それから費用が不透明である、こういった面ですういった不明確さが指摘されております。移転が決まった政府の機関七十九機関と言われておりますけれども、この機関に關しての具体的な移転の

タイムスケジュールあるいは総費用計画を国民に早期に提示すべきだと思ひますけれども、同時に、政府機関の移転に伴つて特殊法人が移転を要する、こういうことが提示されておりますけれども、特殊法人の移転は今後具体的にどのように進んでいくのか、あわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 事によつたら専門家の助けをかりなければならぬと思ひますのでございませうが、国の行政機関等の移転につきましては、特殊法人を含めまして、七月、移転の基本方針と移転の対象となる機関を決めた。そうして、これを受けて、各省庁でできる限り速やかに移転先等の検討を行いながら、それぞれの機関の移転の条件等が整備され次第逐次移転を進めていく、こういう抽象的なことまではお答えできる段階になつておるわけでございます。

したがひまして、まずそれがための場所が決まりました、そしてそれに伴う予算というものは必要になりますし、したがつて、私は、決まつたもので今直ちに予算を要さないものもあるいはあるうかと思ひますけれども、やはり庁舎そのものを建て増したり、借りて入るところもございませうが、そういう準備のためには、結局来年度予算というものがある程度の準備の費用というものが計上され、そして今度は来年度の概算要求までにはさらに具体的な予算措置というものがやられていかなければならぬというふうに進むであらうというふうに思ひます。

特殊法人につきましては、御関心があらうかと思ひますが、いわゆる公務員と違ひまして労働三法の適用を受けるわけでございますので、幾分、いわゆる国の機関そのものと違ひまして労働関係の法律等は若干違ふ点もございませうけれども、私はそれらの関係においても理解を得ながら進んでいくであらうというふうに期待を大いにしておるというところでございます。

今竹内委員おつしやいましたタイムスケジュールというものをすぐ出せというところまでは、い

ましばらくの時間をいただきたいというのが率直な私どもの気持ちでございます。

○竹内(勝)委員 総理、そうすると、この七十九機関というものはどのようものがどうなつておるのか。今後どんどん延びていつてしまふというやうな危惧を私も抱くわけでございますが、七十九機関に關してはどれぐらゐのめどできちつとした移転というものをやっていくのか、そういった面をもう一度御答弁いただきたいと思ひます。

○北村政府委員 お答え申し上げます。ただいまの七十九機関、四十九機関が国の機関、三十機関が特殊法人でございませう。そのほかに十一部隊、自衛隊の部隊がございませう。それぞれの機関によりまして、現在既に予算を計上して移転を進捗中のもの、来年度概算要求中のもの及びこれから例えば特殊法人等につきまして組合等の合意形成を図りながら移転を進めていくべきもの、さまざまな段階のものがございまして一概には申せませんが、今回の法律の趣旨及び四全總の趣旨に即しましてできるだけ早期に予算化し、実現するように努力中でございませう。

○竹内(勝)委員 専門家にしましては、今の総理と似たやうな言い方で、わからない。どれぐらゐのめどで、例えば三年とか五年とかいろいろあるが、その点をきちつと答弁してもらわなければ、何を言っているんだかわからない。どちらでもいいです。総理でもいいし、専門家でもどちらでもいい。どっちが専門家なんだ。

○北村政府委員 簡単に申し上げます。

○竹内(勝)委員 総理に答弁させろよ。

○北村政府委員 そうですか。——それでは私もから事務的に申し上げさせていただきます、もし必要ならば総理の方でまた……。

事務的に申し上げますと、ただいま私どもと大蔵省、総務庁におきまして具体的な各省庁のヒアリングを終了したばかりでございます。その中で各省庁から子細に組合との交渉のぐあひあるいは例えば移転先地の選定のぐあひ等を聴取しております。一番早期に移転時期を決定できますのは、本

年の十二月、来年度の概算要求時期にある程度の機関名が移転先地を決定できると思っています。その次が来年度の概算要求を各官庁が大蔵省に提出いたします時期、つまり七月ないし八月時期に残りの機関の相当部分を決定し、その他のいろいろな特殊事情が機関によってはございますので、若干それ以降にずれ込むものもあろうかと存じます。その実現につきましても、それぞれの移転先地の敷地の造成状況とかあるいは機関の施設等の整備状況によりまして、できるだけ早期に、物理的及び財政的に可能な範囲内で早期達成したいと考えております。

○羽田委員長代理 内閣総理大臣。補充答弁を認めます。

○竹下内閣総理大臣 同じような答えになって申しわけありませんが、竹内委員、いま少しタイムスケジュールを出せるまで御勘弁を願いたい。今お話ししましたように、ことしの八月、概算要求をいたしました。これは来年度の予算についてでありましたが、その中に落ちこぼれたものもございいます。しかし、それは十二月の編成の際には考えなきやいかぬ。その次の段階は来年度の八月の概算要求に組み込んでいかなきゃならぬだろうというふうに思っておりますが、大事にしておりますのは、やはりどなたさんもそれぞれの事情がございいますから、移転先、自分の子弟の教育関係がございいますとかを含めて、そういう問題についても本当に濃密な話し合いをしながら、円滑に移転しようというふうに思っております。

それから、まだどこと決めていないのも率直に言っているわけでございます。希望が多いところもございいますし、余り希望のないものもございいますけれども、そういうものを合せて、次の段階、竹内委員にもう少し具体性を帯びたお答えができるとすれば、十二月までお待ちいただきたい、こんな感じでございます。

○竹内(勝)委員 大蔵大臣にお伺いしておきます。政府保有の株式の売却についてでございます。

が、N T Tの株式の売却、私は軌道に乗っているとは理解しておりませんが、大蔵大臣はどのようなふうにお考えなのか。また、ここにもあるとおり、「日本たばこ産業株式会社」の株式の売却についても会社の経営状況等を踏まえて慎重に検討を進める、こういうような表現がございいますが、慎重に検討を進めるなんていうことで、慎重に検討を進める、非常にその点をききりしていただきたいと思いますので、これは明確に、日本たばこ産業に売却してはいつごろをめどにしているのか、それからN T Tの株式に売却しては今後どうなっていくのか、あわせて御答弁いただきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 N T Tの株式の売却でございますが、昭和六十一年度、六十二年度に百九十五万株、それから今年度は先般百五十万株を売却いたしました。ネットの売却収入は、ただいまのところ累計で十兆円余でございます。売却収入は、まず国債の償還、次に社会資本整備特別勘定を設けてまして社会資本の整備に用いているわけでございますが、ただいままでのところ、これはそのときの市況にもよります、いろいろなことに影響されますので、今年は売却数も少なく、また売却価格も昨年度よりも低うございました。そのようなことは市況にもよりますやむを得ぬことでございますが、今後とも、市況等々経済状況を見ながら、この計画を予算で授權をいただいた範囲内で続けてまいりたいと思っておりますのでございします。

それから、日本たばこのことでございますが、この方はなかなか問題が率直に申しさすところでございます。と申しますのは、この会社は御承知のように葉たばこ生産者という非常に難しい問題を抱えております。これはもう御承知のとおりの問題でございますが、それを抱えております上に、輸入たばこのシェアがかなりふえてまいりました。関税をなくすというところになりましたので、ただいまは一〇%を超えたシェアになってまいりました。非常に厳しい競争をいたしております。した

が、いまして、そういう厳しい条件を克服いたしまして、関係者に不安のないような、と申しますのは耕作も含めてでございますが、そういう経営にまず持っていかなければならない。そのために経営者が大変な努力をいたしております。それが実りませんとこの株式のいわば評価が高まらぬというところ、これは当然のことでございますので、まず会社の経営を立派なものにするということに当面専心してまいらなければならぬのではないかと考えております。

○竹内(勝)委員 そうすると、大蔵大臣、日本たばこ産業の株式売却に關してはN T Tでさえこれだけ大騒ぎになって、そしてつとこの株式の売却をやつてきました。ところが、今回の状況というものは、どうも大変な、当初よりもどどん株価も下がつておる。そういう意味で当初の計画から変えられたわけですね。それがN T Tという、これだけの成長しておる、高度情報社会の中で一番のそういうものがこういうふうに見直しをしたということを見れば、私は、日本たばこ産業、これは見通しは暗いよ。大蔵大臣は、その会社の整備をきちっと踏まえた上で、経営状況を踏まえてやるんだ、こう言っておりますけれども、これはちょっとしばらくの間できないのじゃないか、こう思いますが、大蔵大臣、どう思われますか。

○宮澤國務大臣 やはり私が心配しております一つのことは、葉たばこの生産者の問題でございます。今までが専売でございましたから、それは状況も変わりました、葉たばこの生産者もいろいろに努力をしてくれてございしますけれども、御承知のように、これはやはりなかなか大きな問題でございますので、そういう人たちに安心をしてもいいながらこの会社を育ててまいらなければならぬという、御承知のような大変難しい問題がございしますものですから、まずまず経営者に、関係者にその点の努力を精いっぱいしてもらわなければならぬ。これが自由化が行われておりますと、事はまた違ったわけでございますが、自由化が行われ、しかも関税がゼロであるという、

しかも円が高くなつてきておるといふ、向こうから、外国から日本に入れる立場は非常に楽になつておるといふ、大変に日本たばこ産業としては厳しいいろいろな条件のもとで一生懸命努力をいたしておりますので、行く行くはおつしやいますよ、うなことにしてもいいと存じておりますが、ただいまの現状はそのようなことでございします。

○竹内(勝)委員 あわせてJ Rに關して、同じく、「J R各社の株式等の資産の早期かつ適切な処分」に努め、極力国民負担の軽減を図る、こういうふうな言つておりますが、運輸大臣、それから大蔵大臣、あわせて御答弁いただきたいのです。これはどうですか。じゃ、J R各社の株式については、今たばこ産業に關して非常に消極的な、何か見通しがはつきりしないようなそういう大蔵大臣の御答弁でございましたが、このJ R各社に對してはどうなのか。

それからまた、これに關連して、整備新幹線に對して關係J R各社が一定の負担をしてもいいよな意向が伝えられておるわけでございしますが、これはまた、まだ株式が市場で売れもしないものを、企業が、そういったものが整備新幹線建設費の負担をするということは本末転倒。第二の国鉄をつくつてはなりませんし、それには、清算事業団が保有している株式、こういったものを売却していかなくてはなりません。そういうものもあわせて明確に、J R各社の株というものはどうなっていくのか、大蔵大臣、運輸大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○石原國務大臣 性格はたばこ会社と似ておりまして、何といひましてもJ Rの安定的な経営基盤を確立しまして、その上でできるだけ早期にかつ高く売りたいと思つておりますが、何分充足したばかりでございますし、同時に、売却するための上場の基準、条件というのは幾つかございします。それを満たすにかなりの年月がかかると思ひますし、今この段階でいつごろこれを売却するといふことは的確に申し上げられない状況でございします。

また、株式を売れないJ.R.が整備新幹線の工費を負担するのはちょっとおかしいんじゃないかという御意見でございますが、八月三十一日に順番を決めまして、これから十二月末までに財源の問題を検討するわけでございますが、何といたしまして有効な高速鉄道というのは各J.R.にとっても非常に大事な財産でございます。そういうものを見込んで、これからの経営状況の中でJ.R.がどれぐらい負担するか、できるかということもあわせて十二月末までに検討して、整備新幹線に關しましては順番に着工していこうと思っております。

○宮澤内閣府大臣 たいだいま運輸大臣がお答えになられましたとおりでございますが、このJ.R.の株式は御承知のように清算事業団の所有でございます。清算事業団はどうかいたしましたも将来国民、納税者の負担となる長期債務をかなり多く残す心配がございますので、この株式をしかるべき時期が来たらひとつ処分をしていただいで清算事業団の債務を減らしていくということになることを将来に向かって期待をいたしております。

○竹内(勝)委員 総理、今こういった例えは株式の問題一つ取り上げても、ここには非常に意欲的な、あたかもそういうふうに見えるような書き方をしております。しかし、実質を各関係大臣にお伺いしますと、見通しは暗いです。この行財政改革、非常に厳しいものがあるわけでございしますから、総理、つかさつかさというが、こんなものは総理のリーダーシップが最も大事でございします。この際、時間がどうしても厳しいうので、今後の行革はこういうふうにするんだ、例えば順序でいえばこういうものと、こういうものと、こういうものを順序立ててやっていきたいんだというふうな明確な、歯切れのいい答弁をひとつお願いしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 行革につきましてはかねがねの御主張でございまして、言ってみればお出しいたしましたのが現状においては本当に精いっぱいのものであります。私自身も、これが出ますと、そうすると具体的な課題で

あるいは年次計画というものが立って行くであろうという考え方の上に立っておりますが、今新行革審で審議していただいで間もなくある種の結論が出るものには、規制緩和の諸問題がございします。その後、先ほどお話のありました国と地方との問題も行革審へ諮ってみたいと、こういうお話がございましたが、私も知事会でそういう要請もございましたのでその趣旨の答えをいたしましたが、これは、いわゆる地方制度調査会もそれから行革審もどちらも八条機関でございまして、片方の要請をこちらで取り上げることはいかがかなとは思いつつも、特別に諮問するという形でも、私ども、行革審にまずいわゆるデレギュレーションの問題のある種の結論が出たらお願いしていく問題が国と地方との権限等の問題になっていく、こういうふうな考えております。

それから、先ほど来、行財政を加えての株式の問題についてお触れになりました。N.T.T.は値下がりのあることもございますが、しかし国会で決められた売却できる法定限度は決まっておりますけれども、今はそこまではいかないということになっておりますが、これはまた国会で話し合います。たばことJ.R.は今お答えがありました。さらには、これは大きな金じゃございせんけれども、本当は沖縄電力あるいは電源開発株式会社等々の問題についても絶えず念頭に置いておることだけはこの際申し上げておきたいと思っております。

○竹内(勝)委員 時間でございますので終わりますが、あと福祉ビジョンの件に關してはまた次回に譲りたいと思っております。関係の大臣、わざわざおいでいただきましたが、次回ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○羽田委員長代理 これにて冬柴鉄三君、竹内勝彦君の質疑は終了いたしました。次に、玉置一弥君。

○玉置委員 大変長い時間になりますけれども、五十分時間をいただいで今までの継続の質問をし

たいと思ひます。

リクルート問題、おさるかと思えばまたいろいろ出てくるというふうな、私もこの間東京駅で売店のおばさんに、あなた国会議員でしょう、リクルート問題はあれどうなるのですか、早くやらない、こういうふうなことを言われました。思わず、済みません、こう言ってしまったのですけれども、実は昨日もまた新たな問題が出てまいりました。私どもの同じ会派の橋崎委員、例のテレビによる証拠をとったということで昨日あるテレビ会社の方に東京地検の方から捜査が入りまして、そこで八月三十日と九月三日、この二日分のビデオテープを押収をした、こういうことがございました。我々の方も、もし橋崎さんがこういうことをやっていなかったらリクルートの解明の手がかりさえなかったのではないかと、こういうふうなことを今になって思うわけでございます。最初、こういう話があるんだけれども言われたときは本当にびっくりしましたけれども、今になってみると、まさに橋崎さんのこういうことがなければリクルートというのは解明できないままに終わってしまったのではないかと、こういうふうに思ひますと、非常に貴重なテープでもあるわけですから。

そこで問題となりますのは、一つは、既に八月三十日分は報道されたテープでございますけれども、九月三日、これはまさにまだ報道されてないというテープでございます。そこで、報道関係のいろいろな方々の御意見も新聞等に載っておりますけれども、やはり表現の自由、この問題、いわゆる報道の自由、それから逆にこれからのいろいろな取材に対しての制限、こういうことを考えていくと大変重要な問題である、こういうふうに思ひます。

過去、裁判事例いろいろございしますけれども、特にテレビフィルムの関係でございますと、昭和四十四年十一月に最高裁で一応判決が出たものがございます。これは福岡のNHK放送局において収

録した当時の状況のフィルム、これを提出命令を出した、こういうことに対しての裁判でございしますが、それがございします。そのほか、取材源のいわゆる秘匿といいますが、取材源を知らないようにしようということで、新聞記者の方々が証言に対して拒否をする、こういうこともございします。

そういうふうに見ていきますと、まさに報道の自由といわゆる刑事事件裁判、これのための捜査、この限界がどこにあるんだ。裁判ではいろいろ判決が一応出ておりますが、それぞれ納得して、ああそうかというものはないわけでございまして、非常に難しい問題でございしますけれども、まず政府としてこの問題について、この問題と申しますのは、昨日あるテレビの会社のビデオテープが押収された、これはまさに報道の自由を侵すものであるということに対して、政府の御意見、御見解をお伺いしたいと思います。

○林田国務大臣 お尋ねの問題につきましては、今も御指摘のように四十四年の十一月二十六日の最高裁大法廷の決定がありまして、私も、この最高裁決定と同じく、報道機関の報道は、民主主義社会におきまして国民の知る権利に奉仕するものであり、報道の自由は憲法二十一条の保障のもとにあり、また、報道のための取材の自由も同様に尊重すべきものと考えておりますが、他方、公正な裁判を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判におきましては実体的真実の発見が強く要請をされ、このような公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度制約を受けることもやむを得ない場合があるものと考えております。しかしながら、そのような場合におきましても、犯罪の性質とか態様、軽重及び取材したものの証拠としての価値、ひいては公正な刑事裁判を実現するに当たりましての必要性の有無を考慮いたしますとともに、報道機関の取材の自由が妨げられる程度及び報道の自由によらず影響

の度合いその他諸般の事情を比較考量をいたしますとともに、報道機関の利益が必要限度を超えざることをいかに配慮することが必要であると考えております。

東京地検が行いました日本テレビからのビデオテープの押収につきましては、意見を述べざるべき立場にはありませんが、当然そのような諸点を考慮をした上でとられた措置である、かように考えております。

○玉置委員 考えようによつては捜査の段階が政治的意図を持って押収にかかるということもないわけではないわけですが、放送する前に押さえてしまおうとか、そういう可能性もあるわけですね。

我々、心配しますのは、やはり報道の自由を守るといふことは非常に大事なことでありまして、例えば今回押収されたフィルム、この一本がまだ放送されてないということですが、今思ひますと、例えばテープの場合はダビングというのができるわけですから、複製をして複製したものを持ち帰るといふことができなかったのか、こういうこともちよつと考えるわけでございます。

そういう意味でもう一度法務大臣にお聞きをいたしますが、単なる刑事事件の捜査ということに入られたわけではございませんか、そういうふうないろいろな逆の報道の自由に対する配慮が今後損なわれることがないかどうか、この辺について再度確認をいたしたいと思ひます。

○林田国務大臣 検査といたしましては、報道の自由については十分配慮いたしまして対処してまいっております。また、今後においてもそのとおりでございます。今回の場合も、裁判所の許可を受けまして、そして日本テレビにお願いをして押収をした、こういうような次第でございます。十分その点は配慮をしております。

○玉置委員 いろいろまだまだお聞きしたいことはあるのですけれども、時間が制約されておりますので、ぜひ今後、その報道の自由との関係、裁

判事例もたくさんありまして、何回も申し上げますけれども、どこまでがというのが非常に難しいところだと思ひます。また、一方ではプライバシーの問題等も絡んでくるわけでございます。その辺についてぜひ御配慮方をお願いを申し上げます。

続いて、リクルート問題に入つてまいります。今回当委員会でもいろいろ話が出ておりますように、従来と違つた角度から調べた結果いろいろなルートが出てきたということでございます。当初は七十六名の、江副さんが直接なりあるいは間接なり渡されたということでございますが、第二次ルート、第三次ルートといふことが、ほかの関係もかなり出てきておりまして、こういうふう

にいきますと、例えば今検査が調査を、捜査を行つておりますけれども、これが進むにつれていろいろな方の名前が出てくるのではないかとこのように感じます。国民の目から見て、私ももうそうでございますが、地元へ帰りますと、おまえはもう覚えていないのかとか、いろいろ人から言われまして、残念ながらという言葉をすぐ言つてしまふのですけれども、やはり政治家全体が何となくみんなもらつていふように思われてしまふという、非常に不可解でございますが、こういうことが非常に多々あります。まして、次から次へと名前が出てまいりますと、まだまだいふのではないかと、こういうふうなこともやはり国民の皆さんが感じられて、これが政治不信につながつてくる、

こういうふうな思ひます。

こういうふうな中で、最近の当委員会の運営状況をみておきますと、政府・与党はぜひこの税制の改革を何としても国会会中にやりたい、これはもう竹下総理、かたい信念でございます。確かに私も税制改正の必要性というのは重々感じておりますけれども、やはり政治不信の中で税制改正の論議を幾らやってもなかなか国民の皆さんが納得をしないだろう、こういうふうにも思ふわけでございます。この運営の仕方を見ておきますと、どうもリクルート問題と税制改革というのは

別だといふような感じでやつておられるような気がするわけでございます。

そこでまず一つ、リクルート問題が解決しなければ、この政治課題、両方とも大変大きな政治課題でございますが、税制改革はできないのかどうか。逆に言えば、リクルート問題はそのまま、そのままだといふかどうやらいふべきですけれども、税制改革はそれとは全く別のペースでやらなければいけないのだ、こういうことであるかどうかというのをまず総理と大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 そもそも私も今度国会をお願いいたしましたのは、これは税制改革をお願いしようと思つて召集を申し上げたわけでありまして、そうして、本特別委員会が設置されたのも、税制改革等を議論されるために設置されたものといふふうに理解をしております。

しかし、一方、御案内のリクルート問題というのが出てまいりました。したがつて、この問題はやはり私なりに申し上げれば四つの点に区分すべきではないか。まさに証券取引法上の問題、それから税法上の問題、再発防止のために本委員会

の議論等を踏まえてこれに對してきちつとした対応をしなければならぬというのが、今申した二つに對する考え方でありまして、三つ目の刑法上の問題につきましては、これは先ほど来橋崎委員の告発の御指摘がございましたが、少なくとも検察で適切な対応がされておるといふふうに私も信じておるところでございます。いま一つ大事なことは、いわゆる私を含む政治家の道義の問題であるといふふうに私なりに整理いたしまして、このうしてこの委員会の出席要求に應じて可能な限り誠意をもつてお答えを申し上げます。

○澤田国務大臣 税制に關して申し上げますならば、政府は既に株式のキャピタルゲインについて原則課税という提案を申し上げたわけでございますが、各党御検討の結果それでは不十分であるといふことで、さらにそれを改めるような御議論が

進んでおることを承知いたしております。それにつきましては、政府も謙虚にその御検討に従つてまいりたいと思ひます。

次に、証券行政につきましては、このたびの経験にもかんがみまして、証券取引審議会の不正取引特別部会におきまして、今後、制度、その運用をどのようにいたすべきかについて早急に結論をお出しいただきたいとたいま御検討を願つておるところでございます。

○玉置委員 何かリクルートとの関係が余りよくわからなかつたのですけれども、要するに問題点は一応四つわかりました。それだから税制の方も入つていきますよ、こういう感じだと思ふのです。

ただ、我々として考えますのは、確かに裁判とかこれからのいろいろ起つてくると思ひますが、その前にいい悪いを判断するといふのは非常によくないことだと思ひますが、しかし、少なくとも関係した人たちがそれぞれ江副さんから回つてきたものに対してどういふふうな受けとめておるかといふことは非常に大事なことで思ひます。ですから、先ほど総理のお話の中でありましたけれども、政治家としての態度、心構え、これはこれから再発防止のために一番重要なことだと思ひますので、ぜひそういう方たち、特に、最近の新聞では、いわゆる中曽根内閣時代の中核と言われている方たちにその範囲が及んで、こういう話まで出ておりました、それこそ内閣こそつてそういうことをしたのでないかといふような心配も出ておるわけでございますが、こういうことが本当になければならないことを、身の潔白を証明するためにも、やはりいろいろなルート解明なりあるいはそれぞれどういふふうにお考えになつてやられたか、単なる経済行為であるのか意図的なものがあったのかあるいはそれを感じていたのか、こういうことをぜひ釈明をしていただきたいと思ひますので、まだまだいろいろな機会があると思ひますので、そのときにまた申し上げたいと思ひ

ますけれども、少なくとも現段階、今東京地検特捜部が捜査中でございますけれども、法務大臣にお聞きをいたしますが、現在、この今の日本テレビ橋崎事件といいますが、要するにリクルートコスモスの松原さんの関係ですね、この辺で捜査が進んでいると思いますが、どういふ状況にあるのか、また、どの程度公表できるのか、この辺についてまずお伺いしたいと思います。

○林田国務大臣 基本的には国会の国政調査権に最大限の協力を申し上げるべきであると思っておりますが、現在御指摘のとおり松原元社長室長を贈賄申し込みの疑いで勾留して取り調べ中でありまして、まだその経過あるいは資料の公表というような問題について申し上げる段階ではございませんので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○玉置委員 確かにこれから裁判をやるのですから手のうちを明かすようなものですけれども、どの程度公表できるかというのは非常に難しいのです。例えば政治家だけに限定をしてやるのか、あるいは政治家の名前も言えなかつたら会派別に人数ぐらいいいとか、いろいろなことが言えると思ひますが、これは一つは国政調査権の問題でありまして、例えば検察なり裁判、この辺の問題と力関係にある、いわゆる三権分立でございますが、そういう中で国政調査権というのはそんなに弱いものかなというふうに思ひます。そういう面から考えてみて、我々が、捜査の中で知り得たこと、これが国政を運営していく上で非常に重大なことであると言つた場合に、果たしてどこまでそういう内容に対して出していただけるのかというふうに思ひますが、今の内容で、法務大臣のお答えですと、大体支障があるからみんな言えないみたいな感じもするわけですが、法律的な解釈、こういう面からもつとつといけるはずなんですけれども、その辺もうちよつと踏み込んでお答えをいただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○根来政府委員 先ほど大臣がお答えいたしましたし、第二類第九号 税制問題等に関する調査特別委員会議録第十七号 昭和六十三年十一月二日

たように、まだ本件の捜査は緒にいたばかりでございます。したがって、全容すらわかつていない状況にございます。したがって、現在公表をするということについては申し上げることは適当ではないと思ひますけれども、基本的な考え方は、大臣が申し上げましたように国政調査権には最大限の御協力を申し上げ、また刑事訴訟法の四十七条のただし書きの適用があるものについてはそのただし書きを適用しまして国会に公表を申し上げることもやぶさかではないわけでございますけれども、私どもは基本的には刑事責任の追及でございます。その辺視点が違ひますので、私どもは道義的責任の資料を提出せよとおっしゃつても、ちよつとそれには応じかねる場合がございます。したがって、そういうものも御要請がございますときには、どういふものをどういふ形で出したらどうかという御意はありますけれども、そのときは十分検討する用意はあると思ひます。これは全く一般論として申し上げるわけでございます。本件については、先ほど申し上げましたようにまだ全容が明らかでございませんで、何とも申しかねるところでございます。

○玉置委員 金丸委員長がいらるときに言おうと思つたのですけれども、ちよつとおられませんで、自民党総裁としてまずお答えをいただきたいと思ひます。

今回の当委員会の理事会等のいろいろな話を聞いておりますと、ともかく証人喚問が参考人か、こういうので非常に延々と議論が続いてまいりまして、自由民主党さんの方は証人喚問できない、こういう話でございます。各野党の方は証人喚問をやる、こういうことでございまして、これはロッキード事件以来いろいろ再三続いてまいりまして、特に昭和五十七年に議院証言法の改正をやる、こういう話がございます。各党がそれぞれ試験案を出したわけでございますけれども、その後ほとんど進展をしていないというのが現在の状況でございます。このことが当委員会の運営に大

変支障を来してきて、これまで竹下総理なりあるいは宮澤大蔵大臣が早く税制改正をやりたいという気持ちがあったにもかかわらず、このリクルート問題で長引いたというのはそこにあると思ひます。そういう意味でございますから、この議院証言法の改正も、今の議院証言法で証人喚問した場合に、証人の方に大変負担をかけるということである、あるいはプライバシー侵害なりそういう問題があるということでございますが、本当にそういうことであれば早急に改定をしていかなければいけないと思ひますが、いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 五十七年の各党が意見をもち寄つたときの私は党の責任者をしておりまして、その意味において当時の考え方は記憶を呼び戻して述べるとおっしゃれば述べられますが、今行政の立場であります、やはりこれは国会でお決めの問題だから、私の方から言及するのは差し控えなければいかなぬのかな、こういう感じでございます。

○玉置委員 大体そういうふうに答えるであらうと思つて、金丸委員長さんにこういうふうに聞きますからと言つていたんですけれども、羽田理事さんが代理でございまして、ぜひかわつて金丸委員長に伝えていただきたいんですが、今のお話です、やはり議院証言法、これは議運マターでございますから、当委員会からこういう主張があったという話をぜひ伝えていただければ、早い段階で議院証言法の改正というものが進んでいくのではないかとと思ひます。そういう意味で、委員会の運営状況、その辺をぜひ的確に伝えて議運で話つていただくということをお願いしたいと思ひます。いかがでございますか。

○羽田委員長代理 玉置君から御提案がございました問題につきましては、今お話しのとおりプライバシーの問題あるいは人権尊重の問題、こういう問題がありまして、議運の方では議論されておることは御案内のとおりであります。そういう中で、実は金丸委員長は昨日も議長に對しまして証言法の改正について早急に対応をされたいとい

うことの御要請をされておるところであります。また、今改めて御意見がございましたことにつきまして、委員長の方から議長あるいは議院運営委員長、こちらの方に御要請があったことについてお伝えするようにしたいと思います。よろしいですか。

○玉置委員 はい、大変ありがとうございます。確実に伝わつて、確実に動くようにお願いしたいと思います。

それでは、次の問題に移りたいと思ひます。今回は国税の論議が主体でございますけれども、国税と地方税、これをいろいろ考へてみますと、だんだんと地方税のウェイトが小さくなつていくような気がするわけでございます。今現在、地方税で、特に今回の消費税改正、消費税改正といひますか税制改正の中で、大変地方税に對してのしわ寄せが大きい、こういうお話を再三聞いています。二兆一千億ぐらいの減収になるだろう、こういうお話がございまして、これは住民税減税とか、あるいは法人税等の引き下げ、あるいは地方間接税との調整、こういうものが主体になつていくわけでございますけれども、こういうふうにかつていいますと、地方財源は本当にこれから守つていけるのかなという心配がちよつとございまして、今回、国の方からの補てんということで譲与税等の配分であつて一兆六千億ぐらいの上積みがあるようにございまして、このことは別にしまして、やはり地方税収が非常に先細りになるというふうな感じがするわけでございます。このことでまずお伺いしたいと思ひます。

今現在、地方税収というのは、地方財源の、地方財政の中の四一％にしかならない。ですから、ほぼ六〇％がいろいろな形で国から支援をしていく、こういうことになつております。そこで、国の場合はすぐ、直間比率、こういう話が来るんですが、それを見てみますと、道府県税の場合には二四％が間接税、市町村税の場合には一〇％が間接税ということで、これを平均いたしますと一四・

二二

数%という形で間接税があります。政府の言い方でいきますと、直接税の負担が大きいと非常に逃げにくい、というのは変ですけれども、選択しにくいということの間接税を引き上げていくということであれば、この二四%、一〇%というものその分野をやはり見直していかなければいけないのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

そこで、まず、従来から問題になっておりましたのは、今の例えは地方税の収入は全体の四一%しかないということですが、仕事量、いわゆる行政サービス、それから事務量、これに充てた税の配分に国と地方がなっているか、このことに關してまず自治大臣の方からお答えをいただきたいと思ひます。

〔羽田委員長代理退席、瓦委員長代理着席〕

○梶山国務大臣 前段、先生の御指摘になった責任と仕事量と申しますか、それは、そのあるべき姿は必ずしも明確な図表はございせんが、現行現制度をおおむね妥当という観点に立つて言うならば、昭和六十三年度における国税の当初予算額及び地方税の収入見込み額の割合では国が六三%、地方が三七%であります。これに財源調整等の見地から国から地方へ配分される地方交付税及び地方譲与税を加味した実質的な配分割合を見ると、国が四七・六でございまして、地方が五二・四となっております。これは、国と地方の歳出規模、六十三年で国が五十六兆七千、地方が五十七兆八千でございまして、おおむね適正なものというふうに考えられるわけであります。

今回の税制改正により、国、地方の税源配分の割合は、国が六四・六、地方が三五・四となり、国にシフトすることとなりますが、消費譲与税の創設及び地方交付税の対象税目の拡大により地方の一般財源の確保が図られたため、実質的な割合は国が四六・九、地方が五三・一となり、歳入面から見ますとおおむね地方にシフトをしているということになるわけであります。

いずれにいたしましても、直間の比率その他では、地方税は確かに間接税の比率が減っておりますが、国、地方を通じては方向としては間接税に移行するわけでございまして、地方の税源が普遍的なものがあればもちろん地方の税源を拡充強化をすることが望ましいわけでございまして、委員御案内のとおり、三千三百余の地方団体の財政力、これは千差万別でございまして、地方全般を眺めますとその調整能力を高めることの方がむしろ大切という観点もあるわけでございまして、これからさらにいろいろな意味で地方自治体の行政需要、サービスの増加が求められるわけでございまして、今後とも税財源の拡充強化に努めて適正な責任を果たせるような体制を組んでまいりたいというふうに考えております。

○玉置委員 大蔵大臣にもお聞きすればいいんですけれども、大体その裏側の同じような答えが返ってくると思ひますので、省略いたします。

財源の話でございまして、これは現在、先ほど申し上げましたようにいわゆる間接税が非常に少ないということ、これをいろいろな国と比較をいたしますと、イギリスはいわゆる財産課税という形でほとんどそれでカバーをしまして、こういうことでございまして、ほかの国々は、特にフランスなりあるいはアメリカ、こういう国々は、いろんな税金がまぎって入っているわけでございまして、特にフランスなんか間接税の分野が非常に大きいということになっております。あるいはアメリカも多少そういう形でございすけれども、そういうふうに見ていきますと、今地方税の場合には、どちらかというと外形標準課税みたいな形で、応能主義というか、いわゆる外形ですから、企業規模とかいろいろな形、大きさに応じて大抵いろいろな課税がされている、こういうふうな状況でございまして。

私もいろいろな調査をしたときは、例えば今回の政府提案の消費税、これは非常に地方議会に反対が強かったのですが、これは与野党も野党も含めて地方議会の方々は地方にしわ寄せが来るということで大変強い反対がありました。場所によつては反対決議をされているところもあるかと思ひますけれども、特に昨年の売上税なんかはもう大変なものでございまして。

そういうふうな考えでいきますと、地方独自の財源というものをもうやぱり考えていかないといけないのではないかと、こういうふうに思ひます。そういう意味で、私は、どちらかというと地方のいわゆる間接税分野を拡大していくような税制を考えたかどうかというふうなお話をしたいわけですが、この辺について、政府としてはどういふふうにお考えになっているのか、お伺いしたいと思ひます。

○梶山国務大臣 確かに、前段御指摘のように、地方の個別間接税がいれば国税である消費税に原則として吸収をされたという表現がいかどうかはわかりませんが、そういう状態になっていることは御案内のとおりであります。

ただ、今回の税制改正においても、消費税の創設に際し、地方の自主財源確保という見地から、一部を地方消費税として地方の独立税にしろという議論が大変あったわけでございまして、また、自治省を中心として地方自治体側からも政府税調にその審議をお願いをしたという経緯がございまして、ただ、この新しい消費税を創設するに当たって留意をされた点は、制度の簡素化という要請、それから納税者の事務負担の軽減という、そういう観点からこの地方の消費税を地方独立税とするに關しては難点が示されて、そういう判断が下ったことでございまして、その代案と申しますか代替として、消費税の税率の一定割合を消費譲与税とすることで、今回の地方消費税にかわるべき地方財源を確保するというに至つたわけでございまして。

確かに、諸外国を見ますと、消費税的なもの、間接税的なものが地方税に多いという現実もございまして。しかし、私が前回答弁を申し上げましたように、どちらかというと、三千三百余の地方自治体、税源がまさに均等な、それぞれの行政需要

に合ったような税目を選ぶことがなかなか困難でございまして。ですから、例えば府県で申しますと、東京都の、もちろんこれは不交付団体でございまして、大蔵税収が高い、そういうところに比較をいたしまして、後ろにおいでになる総理大臣の御出身の島根県の財政力は全国で一番下位にある。そういうことを考えますと、やはり地方の行政需要に合った税財源の配分をいたさなければならぬ。それから、その意味では、むしろ地方譲与税とか交付税というそういうもので調整機能を持ち得ることの方が、今言われる一極集中から多極分散へという政策目的のためにも実は合致をするという気がいたしますので、そういうことをこれからも念頭に置いて進めてまいらなければならぬという感じがいたします。

○玉置委員 確かに、おっしゃる通りに、大都市集中という形になる可能性が非常に強いわけですね。それも考えたのでございまして、だけれども、少なくとも地方財源というのは自主財源でございまして、それを何らかの形で還元をするというのをルール化していかないと、やはり地方税収というか地方のいわゆる活力、これが損なわれるのではないかと、こういうふうに思ひます。

そこで、竹下総理が「ふるさと創生論」、いろいろな条件があると思ひますが、「ふるさと創生論」をぶつておられます、これを着実に推進をしていこうと思ひます、今回のように逆に国税に税収を全部置きかえてしまふというものはマイナスになるのではないかと、こういう感じがするわけですが、全体構想から見てもいかでございまして。

○竹下内閣総理大臣 地方税財源の減収に對しましては、消費税の収入額の一定割合を地方譲与税、そして地方交付税として地方財政の運営に支障を生じないように措置する、加藤万吉委員から、いわゆる第八の懸念、地方団体皆心配しておるぞとおっしゃったときに、大筋そのようなお答えをしたのでございまして、それは確かに現行の税制で減収分を補てんするという感じがあつて、よく言ひます、地方、国の税制そのものをガラガ

ラボンにして新しく積み上げるといふ趣旨の対応策では今度はないというふうに私も思っております。

自主財源の問題につきまして、ちょっと話が長くなって申しわけありませんが、私、学校の先生をしておりまして、昭和二十五年の中学社会科三年生の教科書をこの間久しぶりにひもといてみまして、そのとき私が何を教えておるかという、私は小さい村の中学校の先生でございますから、要するに、税源配分というのは事ほどさように人口等々があつて巧みにできない、したがって、交付税の前の話でございますので、平衡交付金というものがあつて、それを、よくぞあんなことを教えたと思ひますが、基準財政需要額と基準財政収入額まで話をしておるわけでございます。その差額というものを平衡交付金というもので補てんするんだ。うなずいていらつしやる人の年が大体わかりますけれども、そんなことを私申し上げたことがございます。

したがって、今も梶山大臣のお話を聞いておりますと、国税で見まして、大ざっぱでございますけれども、恐らく東京都で上の国税の約九%が東京都へ還元されておる。私どものようなところが大体四・四倍とか、そのクラスの先生方も多数いらつしやいますけれども、ある人が、ODAじゃないか、こう言いました、そういうような形で国民全体が均等した日常生活を行つておるといふことではないかな。したがって、知恵が出ないものかといつて、きょう、自治大臣、大蔵大臣、私で相談しましたのは、例えば六十二年度の交付税の、いわば自然増収に基づくところの交付税が全体からいへば剰余金となつて出てくるものを活用することによつて「ふるさと創生」の何か財源にできる工夫はないものかというやうなことを折々話しておりましたので、自主財源そのもので個々の一村一品運動ができるやうな財源を確保するといふのは、実際問題として言うはやすく行いはかたいという感じがいたします。

それから、アメリカのいわゆるセールスタック

スのやうな問題については、今自治大臣からもお答えがありました、一時そうした議論が行われたことは事実でございます。

○玉置委員 確かに大きいところに税金が集まる形は避けられないものでして、やはり何らかの形で分けざるを得ないといふのは、私もそう思います。そういう意味で、逆に言えば、消費の大きい府県、この辺はまさにODAでの出資国になるわけで、やはりその辺をふやしていくことがいいのかな、それがふえていきますと均等化されるわけですね。そういうことも私もちよつと考えたのですけれども、ぜひそれぞれの地方でまた独特の持ち味のあるやうな、いろいろな活気が出てくるやうにお願いをしたいと思ひます。

時間も残りが大変少ないので、大まかに聞きをしていきたいと思ひます。

大蔵大臣、赤字法人課税についてお聞きをしたいと思います。

大体過去十年間調べてみますと、四九%ぐらいから五四%ぐらいまでというところで、赤字法人の方が最近には要するに利益計上法人よりも上回つて、こういうやうな状況が続いておりました、我々素人なりに考えてみると、十年間赤字でよく企業がやつていけるな、簡単に数字だけから見るとそういうやうに思ふわけですね。

そこで、今までのいわゆる所得ですね、事業所得が大体どういう形になつてゐるかというのでいろいろ見てみますと、事業所得が同族関係に分散されて経費扱いになつてゐるというのもございします。また、損金算入の中の間接費、人件費、あるいは売り上げそのものですね、そういうものも操作をされてゐる。特に交際費の場合には、法人の交際費なかあるいは個人の交際費なかからかわらないやうな費目がよくあるわけでございしますが、例えば事業主が一人で飲みに行くとか、そういうのもよくあるわけですね。そういうのがいろいろあります。

こういうことを考えていきますと、今までのいわゆる収益標準課税というよりもむしろ外形標準

課税をある程度入れた方がいいのではないかと。これは税調等の議論でもいろいろございしました。しかし最近余り出てこないのですけれども。これをある程度考えていかないと、赤字法人もやはり社会的ないろいろな便益を受けてゐるわけでございしますから、そういう面での費用負担というのをぜひお願いをしたい。これは野党が言うのはおかしいのですよ。与党の方でむしろそういう話がありまして、その後どうなつてゐるんだらうというふうに私は思ひます。それについてまずお答えをいただきたい。

それからもう一つ、赤字法人の場合、土地の長期譲渡所得、この部分につきましては現在の法律では非課税になってゐます。今までは十年でございましたけれども、ことしの改正、ことしです、あれ改正したのは、ことしから去年から改正しまして、それで五年以上という形になりました。よりかなり余裕ができたというところでございします。が、逆に悪用されることがあります。そういうことも考へていきますと、要するに売るときにさへ赤字にしておけばいいわけでございしますから、そういうので考へていきますと、赤字法人を全く非課税ということではなく、やはり長期の土地譲渡所得については分離課税というやうな形にした方がいいんじゃないかというふうに思ひますが、いかがでございしますか。

○宮澤國務大臣 大変にこの問題はおつしやいましたとおり厄介な問題でございますが、これにつきまして御承知のやうに与野党協議の場で行つた御議論がございしました。それはもう詳しく御紹介する必要もございしません、御承知でございします。本日に業績不振で赤字であるというときに所得課税である法人税を課税するというところに物の整合性としてどうしてもやはりちやうちやうがあるといふことであらうと思ひます。

今度、土地を取得いたしました、その借入金の利子の損金算入を制限いたしました。これは、ひとつつそれによつて赤字になるものにならないで黒字になるという場合を生むことになると思つてお

るのでございします。

それから、長期の土地の譲渡のときは、これは分離して課税すべきではないかといふことは、現実には法人が企業の経営に悩まして長期に持つておつた土地を売るといふことはあることでございしますから、ほかの資産はともかく、その土地のみをその場合に課税するといふことの理由づけがどうであらうかといふやうな問題がまたございします。

この問題は、しかし、いずれにしても、玉置委員の言われるやうに、非常に難しい問題がたくさんございしますので、適切な社会負担をどう求めるかといふことは引き続き検討すべきだと各党の御協議でも言つておられますし、私どももそう思つておりますが、とりあえずできますことは、やはりいわゆる実質といふものを一生懸命、一生懸命やつておるつもりですが、もう少しやつていきまして、そして実際には赤字でない場合の仮装赤字のやうな申告はこれは許してはならない、そこはやはり今でもできることであるし、一生懸命やつてもらわなければならぬと思つております。

○玉置委員 時間がなくなりましてしたので、いろいろお聞きしたいのですけれども、最後に法務大臣にお聞きしたいと思ひます。

我々の方で企業税制いろいろ議論しておりますけれども、片方では商法改正の話が進んでおります。ところがなかなか出てこないといふやうな状況でございします。簡単に、今現在、商法改正がどうなつてゐるのか、それから企業税制等の関係でどういふやうにされてゐるのか。時間がちよつと終つておりますので、その範囲でお答えいただきたいと思ひます。

○林田國務大臣 商法改正案の審議は着々進んでおります。もう御承知のとおりでございします。が、大会社にはさういふ規制と小会社にさういふ規制を行つていくといふことでありまして、特に債権者保護のための規制をやろう。その一つとして、最低資本金制度を改正をしてまいらう、あるいは会計監査人による監査をある程度

の会社については行っていない、そういうようなことが主要な問題でございませう。

その際に、税制との関連の問題は、これは大蔵省の方でやっていたらいいおわけでございます。それから、法務省としましては純粋に法律的な見地から、商法改正部会において、法制審議会でございますが、進めていただいておりますという次第でございます。

○五置委員 終わります。

○互委員長代理 これにて玉置一弥君の質疑は終了いたしました。

次に、野間友一君。

○野間委員 リクルート問題についてお伺いをしたいと思っております。

この未公開の株をめぐる疑惑は、我が党がドゥ・ペストのあの文書を公表して以来、新たにその後トネル会社を通じて株の還流問題、これは新聞報道やいろいろありますが、百五十万株というそういう報道もございませう、百万株を超えておるんじゃないかというのがよく言われておるわけでありませう。百万株といいたし、三千万で買って五千円強で売りますとこれだけで二十億を超える。全く底を知らない大変な問題が次から次と出ております。さらに、新たに政治家の問題としては、もとの中曽根内閣の官房長官をやっておられた藤波さんやあるいは渡辺副長官の名前など出てまいりまして、二人とも認めておられます。特にきのう、きょうのあの報道によりまして、NTTの真藤会長、この村田という秘書の名義による株譲渡、これなど非常に重大な、リクルートの問題は広がり、それから深さがさらに泥沼に入っておりますというふうにも言っても差し支えないと思っております。

特に私がびっくりしましたのは、きょう主としてやりますこのNTTの問題であります。きょうのある全国紙によりまして、「NTT リクルート株づけ」、中身では、これは午前中にも話がありました、村田氏という秘書の名義で数十万株が一括取引。NTTの幹部にそのうちの約十二万

株が分配された、その後政界工作でこれが再流出したというふうな情報もこれはあるわけでありませう。

この村田幸蔵氏というのはいくどかという人なのかというところで私もいろいろ調べておりますが、まさしく真藤会長の陰の人、黒子です。すべて真藤さんのことをよく知っておる人でありまして、五十九年度の電電公社の名義を見ましても、石川島播磨重工業からの秘書で、真藤氏の公社入りに伴って五十六年一月入社、その意味では公社内で真藤総裁のことを最もよく承知しておる人物だ、こういうふうには評価がされておるわけで、私は、この村田氏がリクルートの、特にNTTの中で果たす役割、これは非常に大きなものがあるかと思っております。既に証人喚問の請求は我が党やっておりますけれども、徹底してこの究明、これが大事なことだと私は考えておるわけでありませう。

こういう点から考えまして、私は、その所管の郵政大臣が、こういう大変な広がり、その深みにはまったNTTをめぐる未公開株の疑惑の問題、これはみずから徹底究明をされるということが大事だと思うのです。午前中の答弁を聞いておりますと、何でも、部下に命じてNTTにその調査を指示をした、こういうこと、ようですけれども、そうではなくて、郵政大臣みずから積極的に関与して、この真相究明をやるということがあなたに課せられた責務だと私は思いますが、いかがですか。

○中山国務大臣 御答弁を申し上げたいと思っておりますが、六十年度の四月に御承知のように民営化をいたしましたので、政府保有の株の関係から私ども郵政省として監督官庁としての責務を果たしたい、かようなことから、マスコミに人物の名前その他が載りますたびにNTTとは連絡をいたしておりました、けさほどの御質問にもお答えをしたわけでございますが、長谷川氏、そして式場氏、その件に関しましては最初にNTTと連絡をとりましてその問題の御答弁もしておりますが、

二番目には、今御質問の中にありました真藤会長のことに関しまして、私もマスコミに掲載されました記事の件で問い合わせをいたしました、事実無根であるというお答えをいただいております。

けさほどまた新たに三名というふうな話があるが、報道されておりますが、これも今問い合わせ中でございます。そんなのが実情でございます。

○野間委員 私は大変それは不満なんです。と申しますのは、この真藤社長、今会長ですが、誕生したのは、総裁から、民営化になった六十年度の四月です。当時は中曽根内閣でありまして、そして、その後民営化されてきておるわけですから、今、今の民営化の中でも、会社法によりまして、すべてこれ、例えば役員選任については株主総会の決議に基づいて郵政大臣が認可をする、こういう仕組みになっております。監督権限があるわけですから、同じ法律の十五条では、郵政大臣は監督権と責務があるわけですね。しかも、この十五、二項によりまして、「業務に監督上必要な命令を出すことができる。」この中には、いろいろと事情聴取をしたり、直接ですよ、あるいは書類を出せということで見ると、同じ法律の十八条ではいろいろの規定があります。今、まさしく式場氏とかあるいは長谷川氏と、さらに今も大臣みずから言われましたが三名の新たな疑惑の人物が出てきた、しかも真藤氏の秘書が今具体的に名前が出ておるといふような新たな展開ですから、やはり少なくともこの法律を活用してみずから監督の責務を果たすというのが大臣の置かれた任務じゃないかと思っております。いかがですか。

○中山国務大臣 確かに監督権限はございますが、私どもは検察庁と同じ役割をするというわけにはいきませんで、むしろ内部にしましては監察という制度がございますので、内部に対するそういう警察権の行使というものはできますけれども、

も、外部の、特に民営化されました企業にしましては、私どもは業務の内容に対する命令その他の権限はあるかもわかりませんが、犯罪に関する捜査にしましては司直の捜査を待つ、特に今司直の手にゆだねられておるところでございますので、それそれリクルートにも捜査が入っておりますこととございませう、その結果を私どもは見詰めていた、かように考えております。

○野間委員 私は大臣に犯罪の捜査をしろと一言も言っていないのです。行政上の責任者として、これだけ疑惑が出てきた、しかも特殊法人でしよう、ですから、その中身についてみずからこれをやったり調査をするというのが必要だということをお願いしておるわけですね。

総理大臣、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 犯罪の捜査の問題は別として、今郵政大臣がお答えしたとおりだと思っております。

○野間委員 ですから、今の答弁を聞いていたら非常に不満で、非常に消極的なんで、非常に私は不満であります。そうならば、果たして、政府がその真相究明をする、そういうことを期待することができようか非常に私は疑うわけでありまして、そうならば、やはり証人喚問をここでやってそして真相を究明するということになります。必要になってきたと私は思わざるを得ないと思っております。

さて、次に進みますが、リクルートとNTTの関係です。これは当委員会でももう再三、私も八月三十日の決算委員会でもやったわけでありまして、仕事の上でもそれから個人的なつながりの上でも非常に密接な関係があるということは大臣もかねて御承知のとおりだと思っております。

社内報の「かもめ」の中でも、NTTとリクルートは一体だ、こういうことまで述べてあるわけですね。五十八年の十一月から、まだ電電公社のころからずっと癒着をして、そして回線リセー等々の準備、勉強会から始めて準備を進めてきて、そして今に至る。これはRCSについてもあ

るいは回線リセールについても圧倒的なシェアを誇る、こういうことなんですね。私は表現としてはおんぶにだっこというふうに言っておるわけでありませんが、そういう状況であります。

また、個人的にも非常に親しい関係にある。これは御承知のとおりだと思うのですね。御承知のとおり、「真藤恒氏を囲む会」、これは、牛尾氏あるいはセコムの飯田氏、江副氏、こういう人たちが中心になってつくっております。いわゆる中曽根ブレンですね。こういう人たちが「真藤恒氏を囲む会」をつくっておる、こういう状況であります。それから、これは何回も当委員会でも出ておりますが、N.T.T.の西支社、大阪のですね、これの内部文書によりまして、レター交換、社長の関係ですね、社長同士の。それからM.A.P.社の創立パーティーへの出席、あるいは六十年の八月には社長会議、こういうものを行っております。新聞報道によりまして、親しき度合いについてはいろいろと報道されておりますが、真藤さんの話ですが、電電公社に来る前から知り合ひで互いに通信事業に乗り出してから頻りにお会いしている、親しいつき合ひをしておる、こういう趣旨のことを書いてあります。

リクルートとN.T.T.の真藤さんあるいは個人の真藤さんと江副さん、こういう非常に親しい間柄、こういうことについては既に公知の事実であります。大臣も御承知だろうと思ひます。いかがですか。

○中山国務大臣 きこのうのテレビで真藤さんのインタビューを聞いたわけでございます。その中には、江副さんと二人きりで会ったのは一回しかないという報道を私も聞いておりますので、きのうのあのテレビを見た限りではそういうことだと私も思っております。

○野間委員 まあ否定をされなかったわけですが、二人で会ったのは云々、確かにインタビューはありましたね。相当これは頻りに会っておるというこの事実、否定のしようがないと思ひわけでありませう。

○野間委員 そういふ間柄にありますが、特に真藤氏が、クレイ社のスーパーコンピュータ、これの購入について、江副氏に買ってくれと頼まれた、真藤氏がN.T.T.の部下、幹部に命じて買ってもらいなさいと指示をした。これは十月二十九日付の全国紙にも載っております。これは新聞もよく御承知だろうと思ひまして、大臣、聞かれますか。

○塩谷政府委員 お尋ねの件でございますけれども、これはN.T.T.から私も報告を求めましたところ、N.T.T.からは、本人に確認したところ、二人きりで話したのはそのときだという報告を受けているわけでございます。

○野間委員 そうでなくて、クレイ社のコンピュータをN.T.T.をトンネルにしてリクルートが買ひ受けた。これに関して江副氏が真藤氏に買ってくれと頼んだ。それによつて真藤氏がN.T.T.の幹部と一緒に買つてあげなさいと指示をした。これは新聞の報道にあるでしょう。そのことです。

○塩谷政府委員 あるいはそういう新聞報道があったのかもしませんが、私どもが掌握しております事実によりまして、N.T.T.がこのスーパーコンピュータを購入しました。これは、N.T.T.が、政府調達協定に基づきまして、自分たちが必要とする科学技術計算用のコンピュータであることは顧客の求める能力を備えたコンピュータを購入したというふうに報告を受けております。もちろ、その手続は、一般の契約、公正な手続によつて契約しているというふうに承知しております。

○野間委員 新聞報道で真藤氏みずから認めておるわけですよ。みずから所管の役人でありながら、あるは大臣もお答えになりませんでしたけれども、新聞報道で、産経とそれから朝日、出ておることは御存じでしょう、大臣。

○中山国務大臣 新聞報道とおっしゃいますけれども、新聞にもいろいろ誤報というものがあるわけでございますので、新聞は黒いところを読まずに白いところを読めなんていうことわざもありませう。

すから、二面性というものはすべてのものにありませうので、御本人に行政当局、担当局から調査をさせておきますことを、所管大臣としてその局長の言を私は信じたいと思つております。

○野間委員 ですから、これは大変な問題なんです。重大な問題なんです。みずから真藤氏が認めながらも、政府はそれを答えることができない。ここに大きな問題があるんです。大きな問題が。事実、本人が認めておるわけですからね。

そこで法務省に聞きますが、真藤会長は、電電会社法十八條、これによりまして、職務に關し仮にわいろをもらえば処罰を受けるということになると思ひますが、いかがですか。

○根來政府委員 具体的な方について仮定の問題でもいろいろをもらつたということとは非常にまずい話でございます。それは十八條にその会社の役員がわいろをもらえば犯罪になるということとは明定しておりますけれども、問題の具体的なことについては私お答えできない立場にございませう。

○野間委員 十八條では、これは特殊法人で、みなし公務員で、わいろの適用があるということでは法律で明記されておる、このことは一般的には認めたと思ひます。

そこで問題は、新聞報道にもありますように、真藤氏の村田秘書名義の未公開株の一万株の譲渡ですね、これがスーパーコンピュータ輸入の便宜を図つてもらった謝礼なのかどうか、これは厳格に調べる必要があると私は思ひます。だからこそ、政府役人も、この真藤氏の自供と申しますか、自白ですね、事実関係についての、これを本人が言つておるにもかかわらず明らかにしない。これは大きな問題であるわけですね。しかも、長谷川あるいは式場両氏ですね、この疑念が指摘されております。いづれにしても、真藤氏の関係を合せてさらに問題が深く広がつてきたわけでありませうから、当然法務省も重大な関心を持つて対処しておる、こう思ひますが、その点についてお答え

えいただきたい。

○根來政府委員 N.T.T.の問題につきましては、前に決算委員会でもこの委員会でも御指摘があったところでございます。そのときの答弁をそのまま引用させていただきます。そのときの十分国会の御議論は拝聴しておりますから、その上で適正に対処するものと考えております。

○野間委員 関連して聞きますが、千七百箱、搜索して押収したということのようですね、檜崎氏の事件に關連して。これは大変な量なんで、檜崎氏に対する贈収賄の容疑だけならすぐ立証できるわけですが、これはすべての全容解明、それは恐らく言えないと思ひますけれども、視野に入ればそれとやらいろいろな搜索の中で犯罪の嫌疑があらばそれとやらと思ひますが、いかがですか。

○根來政府委員 御承知のように搜索・差し押さへ令状でございまして、その押さへてよろしいという許可をいただいておりますので、それに基づいてやつたところ千何百箱になつたわけでございまして、結果的にそうなつたということでございます。また、もちろん捜査当局でございませうから、その中に犯罪の容疑があらば、また捜査権を發動して、また違つた観点で捜査をすることもあり得ると思ひます。

○野間委員 次に、中曽根前総理に關連する問題についてお伺ひしたいと思ひますが、真藤氏と中曽根前総理が非常に親しい関係にあったということは周知の事実であります。また江副氏と中曽根氏との間、これも当委員会でも何回も出た問題であります。こういう関係については総理自身も御存じだろうと思ひますけれども、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 自身の問題ならともかくといひまして、そういう関係について私が詳しく知る由もありません。

○野間委員 そこでお聞きしますが、N.T.T.の発足と同時に、當時をずっと振り返つてみますと、

第二類第九号 税制問題等に関する調査特別委員会議録第十七号 昭和六十三年十一月二日

二七

ました。その点につきまして、どうしてもこれは納得がいけないという点が幾つかございますので、簡単に伺いたいと思います。

まず第一は、河合氏に対する株の譲り渡し人、譲渡人についてであります。宮澤さんのこのときの説明では、「株式の譲り渡し人、譲渡人につきましては、服部をして再三聞かせました。が、河合は、二年前の取引でありますので記憶が定かでない」ということ、また株式売買約定書が見当たりませんので具体的にドウ・ベスト社であるかどうか確認できないとのことでございます。

「この譲り渡し行為をやった時期が六十一年度の九月三十日であった。非常にこれは明確に月、日まではっきり言われているわけです。取引内容は何か。リクルートコスモス株一万株、三千万円。契約内容ははっきりしているのです。今度は買い手はどうか。これは河合さんが宮澤さんの名義で買ったんだ。契約の要件も全部明らかにしておるのに、相手方だけが、同じ二年前のことであり同じ約定書がないという条件で、相手方だけわからない、これは非常に納得がいけない。普通ならば、わざわざ訪ねて行って譲り渡してもうたというのでしょ。あの人のところに行けば宮澤さん名義ならば譲り渡してもらえということも思うて、自分名義じゃだめだからといって訪ねていった相手方、要するに譲り渡し人を忘れてしまふ。ほかのことは皆覚えてる。これは納得がいけませんので、どういふことなのかはつきりとお伺いをしたいのであります。

○宮澤國務大臣 十月二十七日でございまして、か、聞き得ましたことを全部そのまま御報告いたしましたので、つけ加えることはございません。○東中委員 譲り渡し人については、契約の当事者の一方だけがわからない。契約の時期も内容も、そして譲り受けた人もわかっておるけれどもそれだけがわからないというこの説明は、一切

宮澤大蔵大臣はすることができない。この前に申し上げたとおりである、こういう立場をとられておる。よろしくございませぬ、それで。

○宮澤國務大臣 ただいま申し上げたとおりであります。

○東中委員 それから、二番目にお伺いします。購入のときの状態であります。

河合氏がこのコスモス株を購入したときは相対売買でございませぬ。宮澤さんの御説明でもこれは相対売買であつて、相対売買という以上は、売り主と買い主が会つて、そしてお互い相手方を確認をして売買契約を結ぶ、こういう関係だと思ふので、宮澤さんの御主張ではそういう性質のものであるということでしょうね。

○宮澤國務大臣 法律関係のこととはつまびらかでございませぬが、いわゆる市場ということでないということかと存じます。

○東中委員 市場でないということは相対売買であるということである。相対売買というのは私が今申し上げたとおりなんです。

ところで、この株を売ってくださったと購入のために宮澤さんの名前を借りて河合さんが行ったという説明になっているのです。そして、河合氏は、私の名前を使ひ、市中で買ひました宮澤名の印鑑を使用して、六十一年度九月三十日、一万株、三千万円で購入したのであります、そういうふう

にこの間言われました。ところが、河合さんは、その相手方がだれかわからぬところへ訪ねていったですね。河合さんは河合さんであつて、宮澤さんではないですね。私、宮澤喜一です、市中で買つた印鑑を持てますと云うて行ったのじゃありませんか。自分の名前じゃだめだから名義を借りたと言つて借りたのですから。そうしたら、行ったときは、宮澤喜一氏のところから参りました、私は宮澤さんのかわりに、手足としてか代理として知らぬけれどもとにかく来たのですということを言うて、相手方がそれを信用して、河合なら売らぬけれども宮澤なら売りますよと言つて宮澤さんの

名前の契約をした、こうなるのです。そうじゃございませぬか。どう思われますか。

○宮澤國務大臣 前回聞きましたことをすべて御報告いたしましたので、それにつけ加えることはございませぬ。

○東中委員 弁解の余地がないことだと思ふのです。河合さんがそう言うて行った場合に、河合さんなら売らないんだということが前提になつてゐるからこそ名義をわざわざ借りていったという事になつてゐるのですからね。立ててゐる筋がそうなつてゐるのですから。

そうすると、河合さんが行つたら、私は宮澤のかかりに来ましたと言つてゐる、それを証明する、宮澤さんが河合ですと書いた何か紹介状か、株の取引についてよろしくという何か証明みたいなものを渡すか、あるいは事前に電話しておいて河合というのが行きますからどうぞよろしくと言つておくか、そう言わずに河合氏が向こうで何か言つたということになつたら、向こう側は、それが宮澤さんのかわりをする人であるということを確認するためには、ちょっと待つてくだされと云うて宮澤さんのところへ電話して、こういう人が来ていますがいいますかと言つて取引をする。そうでなければ、三千万の取引、一カ月で二千万ももうかるような取引はやれないんだ。

だつて、河合さん自身がそう言つてゐるのです。宮澤さんの主張で言へば、河合さんは自分の名前じゃ買えないから宮澤さんの名前を貸してくれと言つてゐるのですから、そういう筋道になるのですよ、社会の常識から言つたら。市中の印鑑、三文判を持ていってたらちゃんと買えます。やと、そんなことにはならぬのです。ところが、あなたの言われているのは、河合氏は私の名前を使ひ、市中で買ひました宮澤名の印鑑を使用して九月三十日、一万株、三千万円で購入しましたと、そういう間言われているのです。そう簡単に、リアルに考えれば、いかないのです。それでもこれだけしか言わない。

向こうは、だれかわからぬけれども宮澤さんで

ないことだけはわかつてゐます。河合さんを見て有名な宮澤さんと間違えるはずがないのだから。それが宮澤さんのかわりて来て、宮澤さんに法的効果が生ずる、宮澤さんだから売るといふような契約書を、何かわからぬけれども市中の三文判を持てきて、それで認めるんだ、こんなことを言われて、それが真実であります、これは通ります。日本じゅうだれが聞いたつて、それはおかしいぜと言ひますよ。それでもやはり、この前言つたこと以上は一切弁明することはない、こうおっしゃるわけですね。

○宮澤國務大臣 いろいろ想像にお答えすることはできませんので、この前申し上げたことにつけ加えることはありません。

○東中委員 次に、今度は売却の場合であります。この売却はこういうふうに言われました。「宮澤名義で売却すれば宮澤の取引と誤解されて私に迷惑をかけることとなる一方、河合名義であれば株式の購入が借名であつたことが相手にわかつてしまひますので服部名義とした」といふのが河合氏の説明でございませぬ。と、こうなつてゐるのです。宮澤名義で買つたんだ、だから宮澤名義で売ればいいものを、宮澤名義で売つたのでは市場売買というか証券会社に証拠が残つて宮澤さんの名前が出てしまふから宮澤さんの名前を使わなかつたんだ、これはわかりませぬ。ところが、それなら何で河合さんの名前がやらなかつたのかと言つたら、河合の名義でやれば、株式の購入が借名であつた、要するに宮澤さんの名前を使つて買つたんだということが相手方にわかつてしまひますので服部名義にしたと、こう言われているのです。ここで言われている、あなたの言われたことですから、相手方にわかつてしまひますという相手方というのはだれのことですか。

○宮澤國務大臣 これは私の言つたことではございませぬ、そういうことを申ししたという報告を申し上げたにすぎませぬ。

○東中委員 あなたは著音器のように報告を申し

上げただけだというふうに言われるのだったら、これは余りにも不誠実ですよ。あなたが引用されているわけでしょう。それを信じているということであつたは言われているでしょう。あれは何のことかわからぬのだけれども、本人がそう言うたと言つただけなんです、そんな答弁ですか、これは。これは国会侮辱ですよ、そんなことを言われるのだったら。相手方というのはだれだと思つてあなたは言われているか、そのことをお伺いしているのです。

○宮澤國務大臣 誠意をもってこの前わかることすべてをお答えしておりますから、つけ加えることはございません。

○東中委員 これは弁明の余地がないことだと私は理解をしました。

それで、この相手方、売り渡し人に対して、要するに宮澤さんの名前を借りて河合がやったんだから、河合で売つたら、宮澤さんの名義で売つた人、要するに相手方ですね、に河合が借名していつたことがばれてしまふ、こういうふうになつていくのです。だから、それはそれなりに筋が通つておるのうに見えるのですけれども、実際は売るときというのは証券会社に名前が残るだけなんです。その宮澤さんに売つたと言われているX、名前を言わないその売り渡し人が、どこの証券会社へだれが何を売つたのか、そんなもの一々調べに行くわけがないのです。わかりっこないのです。また、買った宮澤さんが市場に乗せないで相対売買でほかの、河合さんに売ることだつてあるのですから。現に相対売買で買ったのでしよう。相対売買で買った人が市場へ売つた、河合さんが市場へ売つたということになれば、借名がばれるなんというふうなことはあり得ないのです。こういうあり得ないことをもつともらしく言うておるといふところに決定的な問題があるのです。

むしろ逆に、だからなせ服部名義にしたのかという説明は何もないのです。河合名義にしたなら、市中の人だから、暴露されて明らかになつても、だれも朝日新聞も何も取り上げはせんかつたので

すよ。ところが、現職の大蔵大臣秘書官服部さんの名前を取引したから発覚したのでしよう。何でその発覚する、事実でない大蔵大臣秘書官の名前をわざわざ使つて河合さんは取引をしたのか、その説明は何もされてないのですよ。だからこれは全くのつくりごとだ。説明がでないじゃないですか。私はそのことを指摘をしたい。

だから、これは本当に宮澤さんが宮澤さんの名前を取引をして、そして今度は売るときに自分の名前ではぐいといふから自分の名前は使われない、ほかの者の名前にしてほかの人のところに金が入つたのでは何にもならぬから自分のかわりとして秘書官の名前にした、こう言うなら筋がわかるのですよ。それ以外に考えられない。なぜ服部さんが出てくるのか。こんなことがそのまま通つて、ああそうすねと言つてまかり通つたとしたら、私も政治家であると同時に法律家の一人です。こんなもので、それで通つてしまふのだ、世の中通されたら、国会議員は何をしてるののだと言われると思うのです。真実であればこういうことは言えないはずだということを私は申し上げたいのであります。

時間がありますので、もう二点だけ申し上げておきます。

一つは、河合氏が服部氏に対して名前を貸してくれないかと頼んで、服部氏は承諾をした、こういうふうになつてしまふ。しかし、宮澤氏の名前を貸してくれと河合氏が言つたとは一言も言われていないわけですね。服部さんに名前を貸してくれと言つたら服部さんの名前を貸してくれということであつて、宮澤さんの名前を貸してくれということになるというこんなものは世間では通らぬのです。これもはっきりされないうまである。

それからもう一つ、名前を借りた時期です。これは大蔵おかしなことをこの間言われました。というのは、取引をしたのは、初めは六十年一、二月ごろというふうなことも言われたのだが、この間の発言ではっきりと六十年九月三十日まであるというふうな日まで言われた。ところが、名前

を借りに来たときはいつかというの、六十一年の何月であるか正確には定かでない、こう言うていふのですよ。売買したのは河合さんだけやつたのです。ところが、頼みに来たのは服部さんと河合さんと両方が関係しているわけですね。それなのに、その月さえわからぬ。しかし、正確にいうのをわざわざつけてあるのです。この意味は、九月三十日の取引だから数日前なので九月だったのか八月だったのか正確にはわかりません、こういう意味ならそれなりに理解できます。しかし、六十一年の月がわからない。こつちは日までわかつている。こんな通り返せんよ。

この二つの点について、言われることがあるのなら言うて下さい。言うことなかつたら、それ以上弁明することができませんということなら、答えぬままで結構です。

○互委員長代理 時間が参つておりますので、簡潔に御答弁願います。

○宮澤國務大臣 いろいろ御想像の上お尋ねでございますが、特につけ加えることはございません。

○互委員長代理 これにて野間友一君、東中光雄君の質疑は終了いたしました。

○互委員長代理 この際、報告いたします。

公聴会の開会につきましては、十一月四日開会の予定でありましたが、諸般の事情により、来る八日火曜日に開会することに變更いたしましたので、御報告いたします。

次回は、来る四日金曜日午前九時三十分委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

税制問題等に関する調査特別委員會議録第十四号中正誤	
ベ	段行誤
四二	減税と
四二	逐次
六二	何にしろ
二二	自身に
三三	間には
正	減税を
逐次	逐次
何にしろ	何にしろ
自身に	自身に
間には	間には

昭和六十三年十一月八日印刷

昭和六十三年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D